

## 論 説

# 下地敏之・宮古民主党平良市政と宮古自由党

—米軍政下の宮古群島における

「自治」制度の整備と「政党政治」の展開—

The development of "party politics" in Miyako-Gunto  
under the United States military administration

## 黒 柳 保 則

### 目 次

はじめに

I. 下地敏之・宮古民主党平良市政の展開と「『革新』政党勢力」の「反『旧勢力』運動」

II. 「市町村制」の施行と下地敏之・宮古民主党平良市政の崩壊

III. 「旧勢力」による宮古自由党の結成と平良市議・市長選挙

おわりに

## は じ め に

戦前は沖縄県宮古郡として「帝国日本」の一部を成していた宮古群島は、米軍政の施行によって崩壊しつつあったそこから離脱せざるを得なくなつた。また、ともに米軍政という大枠のなかにはあったが、戦前は沖縄県を構成していた隣接する沖縄群島や八重山群島とも分離して統治された。しかし、日本国憲法を最大の成果とする「戦後改革」の途上にあった「民主日本」へ復帰する展望はすぐには開けず、沖縄群島や八重山群島との統合も容易ではなかった。こうして、宮古群島はどこに「帰属」すべきかという問題が否応なしに浮上した。

この「帰属」という問題は、宮古群島においては2つのレベルから成り立っていた。1つは、地域的レベルとしての宮古群島と沖縄群島との統合、ひいては宮古・八重山両群島と沖縄群島との統合という問題である。それは沖縄民族統一というナショナリズムの文脈で捉えられることもあった。もう1つは国際的レベルとしての日本復帰、米国帰属、あるいは中国領有という問題である。

宮古群島においてより強く意識されたのは前者のレベルの問題であった。政治的な枠組みをまずは馴染みのある戦前のものに近づけ、さらにはそれを復活させようというものであり、その背景には経済的に同群島だけでは食糧や日用品などを賄うことすらできず、住民の日常生活を維持しさらには戦災からの復興を進めていくには、隣接する群島との連携を避けて通れないという厳然たる事実が存在した。しかし、宮古群島で考えられた統合は単なる旧沖縄県の復活ではなく、戦災の程度や復興の進み具合の差といった各群島の現状を踏まえたものであり、かつ沖縄群島との関係を新たなものに組み替えようという意志のもとにあった。

例えば、広く群島レベルで政治家、弁護士、そして教育者などの人材を集めた公的な組織である「統合問題研究委員会」が1946年9月22日に作成した司法、警察、および行政の3部門にわたる統合試案には、警察部門の第2項に「軍布告命令及其他法規の統一は現状のままでは不可、両先島に与えられた人権の保障及び自由はどこまでも維持する。寧ろ本島地方をして両先島と同様の法規によって統治するを至当と思う」とし、また行政部門の第2項に「両先島は戦災の程度沖縄島と異なる故完全自治を享受せしむること」としていたのである。さらに、宮古群島出身者としては初の弁護士として戦前から活躍し上述の「委員会」の委員を務めていた下地敏之<sup>しもじとしゆき</sup>は、その3ヵ月ほど前の6月14日に開催された沖縄民政府派遣の「行政一元化調査団」との懇談会で、「吾等は飽くまで自治を要求する。中央集権制はこの際是正されて然るべきである」と表明したのであった<sup>1)</sup>。

---

1) 「感激の懇談（行政一元化調査団）」、『みやこ新報』1946年6月15日、「統合問題に

このように、「統合」という問題は「自治」という問題と密接な関係を有していた。その後、「統合」という問題は1946年末には沖縄群島側の民政府移転や引揚げ者受け入れなどの事情によって静観させるを得ないとされ、それについて「自治」という問題の持つ2つの側面の1つである群島間の関係性のなかで宮古群島の主体性・自律性を獲得する手がかりという側面が後景に退き、もう1つの米軍政下の宮古群島のなかで整備すべき「民主主義」体制の一環としての側面が前面に出て来るに至った。1948年後半から1949年始めにかけて「統合」という問題は再び盛り上がりを見せたが、その傾向は変わらなかった。後者の側面、即ち「米軍政下の宮古群島のなかで整備すべき『民主主義』体制の一環としての側面」とは、具体的には群島・市町村の両レベルにおける首長・議員の公選や新しい市町村制度の制定といったものだが、この時期の政党は「政党政治」のなかで一貫してこの問題を取り上げ続けた。

本稿では、これまで沖縄群島と比して注目されることの少なかった米軍政下の宮古群島において、「自治」制度の整備と「政党政治」の展開にどのような関係が存在したのかということについて、戦前と戦後の政治的な連続・非連続という問題についても視野に入れつつ考察することを目的とする。その際、隣接する沖縄群島と八重山群島との関わりにも注意を払う。

具体的には、2段階にわたって行われた「自治」制度の整備のなかに1948年3月に施行された米軍政下初の市町村長・市町村会議員選挙において誕生した下地敏之・宮古民主党（以下民主党と略記）平良市政の展開とその崩壊過程を位置づけることを軸として、隣接する群島からのまなざしをも加味しつつ、後に宮古自由党（以下自由党と略記）を結成した「旧勢力」と民主党に代表された「『革新』政党勢力」との群島レベルのせめぎ合いを明らかにしたい<sup>2)</sup>。

---

について我等は斯く要望す」、『みやこ新報』1946年9月25日、（平良市史編さん委員会編『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』平良市役所、1976年所収）同書63、66-67頁。なお、引用文中の「本島地方」や「沖縄島」は、ともに沖縄群島のことを指している。

2) 拙稿に関連する先行業績としては、比嘉幹郎「政党の結成と性格」（宮里政玄編『戦後沖

もとより米軍政下に置かれていたことから、この時期の宮古群島、ひいては「琉球弧」においては議会政治が行われず政権交代もない政治状況にあったので、「政党政治」といっても本来の意味とは距離のある限定的なものであることをお断りしておきたい。「自治」や「民主化」についても同様である。

米軍政施行時の「自治」制度は、1926年に成立したものがその実質的な起源である。この年に郡制が廃止され、それとともにそれまでの宮古島庁とその長である県知事任命制の島司も廃止された。なお、この郡制の廃止は「制度としての郡」がなくなったもので宮古郡という名称は残り、さらに他府県では郡制とともに郡会も廃止されたが宮古郡には郡会は置かれていなかった。

ここで成立した沖縄県宮古郡としての「自治」制度、即ち県議3名を送り出し、群島レベルには沖縄県の出先機関として島庁と島司の代わりに宮古支庁 (Miyako Branch Administration.以下支庁と略記) とその長である県知事任命制の支庁長が置かれ、市町村レベルには「県下第2の都市」といわれた主要都市の平良町の他、城辺、下地、伊良部、および多良間の各村という1町4村と間接公選制の町村長や公選制の町村会が存在するという制度は、敗戦をはさんで米軍政の施行をみるまで基本的に継続された。

一方、戦前の宮古群島における社会経済状況としては、食糧やモノは不足しており沖縄群島より芋粕を、台湾より米・日用雑貨を移入していた。沖縄戦直前に第28師団を始め当時の群島人口のおよそ半分にあたる陸海3

---

繩の政治と法－1945－72年』東京大学出版会、1975年所収) 同書213－269頁、を挙げることができる。同論文は全11章のうち、3、5、6、および10の各章を部分的に割いて、敗戦直後から琉球政府発足までにおける宮古群島の政党について簡潔な通史的叙述と分析をなしたものである。分析が八重山群島と一括りにしてなされており、宮古群島の独自性が不明確である点が惜しまれる。この時期の宮古・八重山両群島における政党の特徴としては、①体系的思想よりも地縁・血縁・個人的感情・利害関係などで結びついた小集団であったこと、②それぞれの地域の諸問題に対する政策を掲げていたこと、③民主主義体制の確立を目標にし、その一環として支庁長(民政府知事)や郡会(議会)議員および町村長・町村会議員の公選を主張していたこと、および④それぞれの群島を沖縄群島と同一の行政圏に置くことを早くから強く唱えていたこと、を指摘している。

万人の日本軍が配備され、食糧不足・モノ不足に拍車をかけた。

また、戦前の宮古群島人口は日中戦争開戦前の1935年が65761人でそのピークを記録し、アジア太平洋戦争開戦前の1940年は64418人であった。

また、沖縄戦直前に沖縄県を挙げて行われた疎開では宮古からおよそ1万人がそれに応じたが、そのほとんどが台湾に疎開し戦後の引揚げは困難を極めた。1934年の平良町における戸数・人口は4878戸・26106人で農業戸数・人口は2858戸・15906人であり、農業に従事する住民が6割を占め人頭税時代以来の宮古上布を生産した機織業、そして漁業がこれに続いていた。

沖縄戦において地上戦が行われなかった宮古群島は、個人によってその迎え方が異なった沖縄群島とは違い他府県と同様の形で敗戦を迎えた後、沖縄群島に次いで2番目の1945年12月8日になって米軍政下に置かれた<sup>3)</sup>。それは米軍を中心とする連合国軍の間接統治下におかれた日本<sup>4)</sup>とは別の枠組みに編入されてしまったことを意味した。宮古群島に次いで隣接する八重山群島が同月23日に、戦前は鹿児島県の一部であった奄美群島が翌1946年3月14日にそれぞれ米軍政下に置かれ、こうして戦前の鹿児島県と沖縄県にまたがるいわゆる「琉球弧」（奄美・沖縄・宮古・八重山各群島）<sup>5)</sup>は沖縄島の米国海軍軍政府（United States Naval Military Government.）司令部（以下海軍政府司令部と略記）の軍政下、即ち直接統治下に入った。「琉球弧」はその後「帝国日本」崩壊過程における東アジア地

3) 以下の米軍政施行前後の宮古群島における政治についての記述は、次の拙論に拠っている。黒柳保則「アメリカ軍政下の宮古群島における『革新』政党の軌跡」（愛知大学国際問題研究所『紀要』第111号、1999年9月所収）同誌101–129頁。

4) 本稿においては、米軍を中心とした連合国軍の間接統治下に置かれた北緯30度より北の日本列島を「本土」ではなく「日本」と表記する。すぐ後に述べる「琉球弧」の住民がいわゆる「本土」のことを「ヤマト」と呼び慣わしていたことと、実態として「本土」、即ち「大日本帝国」や「日本国」が「琉球弧」とは別の占領枠組みのもとにあったことがその主な理由である。

5) この「琉球弧」というタームについて、詳しくは次の拙論を参照されたい。黒柳保則「『沖縄政治史』から『琉球弧政治史』へ—地域の捉え方、政治史研究のあり方をめぐって」（愛知大学現代中国学会編『中国21』Vol.5、風媒社、1999年3月所収）同誌245–246、247–248頁。

域再編成のなかで、1952年4月の琉球政府発足まで、米軍政下に置かれた地域としての大枠を前提としながらも、地域の島嶼社会性と米軍の分離統治政策が相俟って作り出された基層的な政治単位としての群島ごとに1つの政治空間を形成し、相対的に独自の政治史を経験した。

支庁は沖縄戦によって「消滅」してしまった沖縄県に代わって海軍政府司令部の出先機関である南部琉球軍政府（Military Government of the Southern Ryukyu Islands.以下軍政府と略記）を上部機関とし、その決定する政策に従って行政を運営する住民側行政機関となった。また、その組織が拡大され沖縄県警察部所属であった警察署、通信省所属であった郵便局、そして大蔵省所属であった税務署も組み込まれ、沖縄県の「出先機関」から米軍政下の「政府」へ変化したといつても過言ではないだろう。支庁長は改めて軍政府から任命され権限も拡大される一方、支庁長の諮問機関として宮古郡会（以下郡会と略記）の設置をみ史上初めて群島レベルの「議会」が登場した。郡会議員は町村長の推薦に基づいて支庁長によって任命された。町村はそのまま存続され、町村長や町村会議員もその職に留まった。なお、沖縄県会は沖縄戦のなかで沖縄県とともに「消滅」し、その議員の身分も有名無実なものとなってしまった。その後1947年3月には支庁は宮古民政府（Miyako Provisional Government.以下民政府と略記）に、支庁長は知事に、そして同年2月には郡会は宮古議会（以下議会と略記）<sup>6)</sup>にそれぞれ名称変更された。「支庁」から「民政府」への変更については、前者が旧沖縄県の出先機関としての名称であったことから、沖縄県が消滅し米軍政下において沖縄群島とは別個に行政を運営している

---

6) 議会（1947年3月2日～1950年1月1日）は、公的には民政府知事の諮問機関であったが、群島レベルの「議会」としての役割を不十分ながらも果たしていたといって差し支えないと思われる。条例制定権といった議決機関としての権限を与えられていなかったものの、議事録などの記録によれば、知事以下各部長ら民政府幹部が出席し幅広い内容の議案が審議されるなかで民政府側の答弁も行われ各年度の予算と決算については修正を行うなど「事実上の議決権」を行使しており、精一杯の「民主的運用」がみられたからである。議員の野党色が強く、その運営の在り方について沖縄民政府に対して強い抗議がなされた沖縄議会とは異なっている。なお、軍政府、民政府、および議会は何れも平良町（市）にあった。

実態にそぐわないとして、宮古群島住民側からその変更方を申請した結果であった。

このように宮古群島は米軍政施行によって県の一地域としての政治空間から相対的に独自な政治空間へ変貌を遂げたが、大枠としては旧沖縄県時代の政治行政組織を受け継いだのである。

また、米軍政下の「琉球弧」においては日本と比べて民主化の程度が限定的でありかつ遅れをみせ、公職追放も後者においては広範囲かつ大規模になされたが前者においては個別のごくごく少数のケースを除いては行われなかった。そのため宮古群島の政治社会においては日本であれば間違なく公職追放されていた地域リーダーとしての政治家や教員が影響力を行使し続け、他群島との人事交流も滞ったのでその連続性が強かった。<sup>ヤマト</sup>盛島<sup>もりしま</sup>明長元衆院議員に連なる政友会系の強い土地柄がそのまま米軍政下に持ち越され、政友会系と立津春方元県議に連なる民政党系や中立系との対立、さらには政友会系と党派を超えた青年層との対立もみられた。

戦前においては日本の政党の支部が置かれ政党政治に組み込まれていた宮古群島であったが、「琉球弧」の他の3群島もそれは同様であった。しかし米軍政下の「琉球弧」においては、ごく一部を除いて、日本の政党と関係のない政党が群島ごとに誕生しその群島内を活動範囲とした。宮古群島においても「民主化」や「自治」の進展を背景に、民政党系や中立系、さらには青年層によって「革新」政党と呼ばれる政党が相次いで誕生し、民政府や議会に拠っていた政友会系の「旧勢力」に対抗する群島レベルの「野党」として活動を展開した。「革新」政党には1946年5月結成の民主党、1947年9月結成の宮古青年党（以下青年党と略記）、そして同年10月結成の宮古社会党（以下社会党と略記）があった。

なお、米軍政下の宮古群島における社会経済状況としては、戦前のような移入は望めず、一方引揚げや復員によって人口が2万人増加しており食糧やモノの不足は深刻であった。後述するように民政府によって八重山群島の開拓や移民といった対策がなされたが十分ではなく、同群島の与那国島を一大中継地として比較的物資の豊富な台湾や日本との密貿易が盛んに

行われ住民の命をつないだ。この時期の「琉球弧」レベルでの「大密貿易の時代」といわれたような社会状況に組み込まれていたのである<sup>7)</sup>。

また、引き揚げ途中の1946年における宮古群島人口は67357人でそのうち引揚げ者は15331人であり、引揚げ終了後の1950年における同群島人口は74618人であった。1946年の平良町における戸数・人口は4642戸・25360人で農業戸数・人口は2327戸・13034人であり、農業に従事する住民が5割1分と1割近く減少し機織業は壊滅的状態に追い込まれた。引き揚げ終了後の1950年における平良市の人団は30897人であった。

### I. 下地敏之・宮古民主党平良市政の展開と 「『革新』政党勢力」の「反『旧勢力』運動」

「8万郡民」を擁するといわれ大小8つの島々から構成された宮古群島には、米軍政下に置かれて2年余り後の1948年はじめ、民主党、社会党、および青年党の3政党が存在していた。民主党に代表されたこの「『革新』政党勢力」（旧民政党、中立系、および青年層）は、程度の差はあるものの何れも社会民主主義への志向性を持っており、「民主主義（政治）の確立」を旗印に広範な改革を訴えて、民政府や議会に拠って後に自由党を結成した「旧勢力」（旧政友会系）と対立していた。民政府や議会といった政治行政機構に対しては「野党」の立場を取ったが、とりわけ群島レベルの実務的な問題については厳しい時代状況や人材難から協力する場合もあった。硬軟両用の構えであったといえる。群島住民による公選を求める度重なる意思表示を背景として、このころには市町村レベルの首長（市町村長）と議員（市町村会議員）については公選が具体化しつつあったが、群島レベルの首長（民政府知事）と議員（議会議員）については依然として任命制であり公選が具体化することはなかった。このように「『革新』政党勢

7) この時期の宮古群島を始めとする「琉球弧」における密貿易については、石原昌家『戦後沖縄の社会史－軍作業・戦果・大密貿易の時代』ひるぎ社（おきなわ文庫）、1995年、および同『空白の沖縄社会史－戦果と密貿易の時代』晩聲社、2000年、を参照。

力」が政治権力に参画しうるのはさしあたり市町村レベルに限られていた。

こうして市町村レベルの「自治」制度整備の段階を画する米軍政下初の市町村長・市町村会議員選挙は、1948年3月7日に施行された。この選挙は宮古群島における史上初の本来の意味での普通選挙であって納税要件が撤廃されるとともに女性の参政権が認められた。「革新」3政党にとって、この市町村レベルでの選挙に勝利することは、軍政下という厳しい政治社会状況のなかで今後の展望を切り開くためにも大きな意義を持っていたといえる。逆にこの選挙で敗北を喫してしまえば、各党とも地縁・血縁・同窓といった人間関係重視の「思想よりも人」という側面の大きかったことから、指導者の求心力低下は免れず、党存亡の危機に立たされかねなかつた。「4万市民」を擁するといわれ宮古群島の主要都市であった平良市の市長選における民主・社会両党の戦いぶりと、同市議選における青年党のそれ以外は、史料状況により残念ながら詳らかではないので<sup>8)</sup>、まずは平良市長選を検討したい。

平良市長選には、「旧勢力」の推した現職の嵩原重夫<sup>9)</sup>（無所属）に加えて、「『革新』政党勢力」の側からも下地敏之<sup>10)</sup> 民主党委員長と前里秀栄<sup>11)</sup> 社会党委員長代行が立候補した。三つ巴の状態で戦われた同市長選は、「今次選挙戦中、最も激烈を極め、地下運動に言論戦に各々しのぎを削つ

8) これらの選挙について、詳しくは次の拙論を参考されたい。黒柳・前掲注3「アメリカ軍政下の宮古群島における『革新』政党の軌跡」、前掲誌115-118頁。

9) 政治家。1889年砂川間切下里村（現平良市）生まれ。戦前は平良町議、戦後は郡議・最後の平良町長（郡議兼任）・最初の平良市長を歴任した。

10) 弁護士・政治家。1900年平良間切西仲宗根村（現平良市）生まれ。明治大学を経て中央大学法学部卒。宮古群島出身としては初めての弁護士。試験に合格したのは21歳の時で、まだ中央大学に在学中であった。戦前は那覇市若狭に事務所を構え弁護士として活躍。戦時中南九州に疎開したが戦後程なく故郷に引揚げて民主化運動を立ち上げ、1946年3月に開催された革新会主催の郡民大会では議長団の一員。同年5月には戦後宮古群島初の政党であり、戦後「琉球弧」初の政党でもある民主党を結成して委員長となった。

11) 政治家。1897年砂川間切松原村（現平良市）生まれ。沖縄県師範学校・日本大学法文学部卒。戦前平良町議・沖縄県議を歴任し、1937年には衆院選に出馬するも落選。県議在任中に県当局・県議会と対立し経済統制令違反容疑で逮捕・投獄された。那覇で服役していたが戦争末期に長崎へ移送。敗戦後故郷に引揚げてから政治活動を再開し、1947年10月の社会党結成に中心的な役割を果たして初代書記長となった。1948年2月より委員長代行。

た」<sup>12)</sup>と評されたが、現職の強みで序盤から嵩原優位の状況であった。演説会や宮古・八重山両群島においては認められていた戸別訪問が各陣営によって盛んに行われ、下地と前里は追い上げに懸命であった。

「旧人・旧勢力打倒」を標榜した民主党については、その選挙政策が残されている。3月3日付の同党機関紙『宮古公論』の1頁全てを使って掲載された「民主党の選挙宣言」である。計20分野51項目にわたったその政策は生活に密着した具体的かつ幅広いもので、農業、漁業、畜産業、林業、食糧、教育、経済、産業、住宅、福祉、自治、都市計画、文化、青年、そして女性をめぐる諸問題を網羅していた<sup>13)</sup>。

社会党については、民主党のような党としての政策は残されていない。しかし、戦前既に県議に当選すること2回、衆院選挙への立候補の経験を有するなど無産党的な立場を取った民衆政治家としてカリスマ的な人気を誇った前里の演説<sup>14)</sup>が記録に残されている。雄弁家として鳴らした前里は告示6日後の2月21日に宇西原の青年会館において演説をしたが、逮捕にまで至った弾圧を受けた県議時代の政治活動の顛末について語るなかで旧沖縄県・沖縄県会を批判する言説を展開し、あわせて宮古群島の「旧勢力」を舌鋒鋭く攻撃した。また、宮古の永久の平和は米国の所有になるまで不可能であって、住民の利益のためにその政治システムを採用しなければな

---

12) 「選挙平穏裡に終わる」、『宮古タイムス』1948年3月10日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書122頁。

13) 「民主党の選挙宣言」、『宮古公論』1948年3月10日（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書119-120頁。「宣言」が掲げた20分野は、具体的には、「一、農民漁民に対する感謝について」「二、緊急食糧対策について」「三、畜産について」「四、農業組合について」「五、市営食堂、宿泊所について」「六、山林問題について」「七、薪炭問題について」「八、学校問題について」「九、酒の専売について」「十、市民病院について」「十一、新市政施行について」「十二、市政運用について」「十三、都市計画について」「十四、文化施設について」「十五、民主政治の実現」「十六、青年婦人について」「十七、織物業復旧について」「十八、養蚕業について」「十九、住宅政策について」そして「二十、水道政策について」、であった。

14) 詳細についてはこれまで不明であったが、筆者によって発掘された米側史料によってその全貌が明らかとなった。以下を参照。USCAR文書"The Miyako Socialist Party" in "Okinawa Gunto Government Files, 1950-1952"（沖縄県公文書館所蔵、資料コードU81101343B。以下で掲げるUSCAR文書は全て同館所蔵のものである）。

らないと強調するなどアメリカンデモクラシーに関する素朴な信頼を表明した。経済問題に関する持論も縷々展開し、そのなかで砂糖きびを原料とした酒を醸造し本土へ出荷することによって高い利益をあげるよう訴えた。ところがこの訴えを理由として、酒の醸造を禁じる南部琉球軍政府行政命令第1号違反容疑で逮捕され、あぐくに投票日の前日に軍事裁判で懲役90日の判決を言い渡され失格となった。当時は旧日本法のもと演説会場において制服警官の臨監がなされており、具志堅宗精<sup>15)</sup> 民政府知事を頭に戴く「旧勢力」にとってこうした逮捕も難しいことではなかった。

候補者を失った社会党はどう動いたか。社会党は下地支持に回り、「社民合同なる」とのコピーが踊るポスターが張り出されたという<sup>16)</sup>。これによつて事実上の「革新3党連合」（平良市議選に2名を擁立していた青年党は下地を支持していた）が成立、一夜にして劇的に流れが変化した。土壇場で一騎打ちとなつた選挙の結果は下地が7838票、嵩原が4986票で下地の勝利に終わった。嵩原にとってはまさかの敗北であった。市民の関心も高く投票率は91%に上つた。「旧勢力」による露骨な選挙戦術によつて新時代に相応しい清新な政治を求める有権者の思いに火が付けられ、それによつて「民主党の選挙宣言」という「豊富な政策」を引っさげて登場した40代の新人である下地に期待が集まり前里への同情とも相俟つてその勝利に繋がつたものと思われる。

一方、平良市議選について検討すると、青年党は盛島明秀<sup>17)</sup> 党首と吉村

15) 公務員・政治家。1896年小禄間切湖城村（現那覇市垣花）生まれ。島尻農学校中退。戦前は宮古警察署勤務を皮切りに警察畠を歩み、宮古警察署長・首里警察署長・那覇警察署長・沖縄県警察部警防課長などを歴任した。沖縄県警察部の一員として沖縄戦を経験した後、戦後は1946年2月より知念地区警察署長を務めていたが、主に沖縄民政府の又吉康和・総務部長の要請で分離統治下の宮古群島に渡り1947年2月に支庁長就任。続いて同年3月初代民政府知事となった。

16) 筆者が2004年4月10日、那覇市泉崎において瀬名波栄氏<sup>せなはさかえ</sup>に対して行ったインタビューによる証言。

17) 薬剤師・政治家。1918年下地村字洲鎌（現下地町）生まれ。徳島高等工業学校製薬化学科卒。宮古群島出身初の代議士（政友会）として戦前期の政界で活躍し「宮古王」の異名をとつた盛島明長の甥。戦前は東京の森永薬品株式会社を経て1941年10月に帰郷し宮古薬品株式会社に管理薬剤師として勤務した。その傍ら数学と化学担当の嘱託として宮古中学

玄得執行委員を擁立した。候補者選定にあたって瀬名波栄執行委員は、定員30名で最低でも200票以上取らねばならず、党的力はそれほど大きくなないので2名立てるのは早計であると主張した。しかし、理想家肌の盛島は、最初からそのような貧弱かつ消極的な対応をするのではなく思い切って2名立てみようと押し切り、結局2名を擁立したという。こうした意見の相違などにより、瀬名波執行委員ら2、3名は選挙運動が開始される前に同党を脱党し、嵩原市長の陣営に走ってしまった。投票の結果、盛島は230票を獲得したものの定数30のところ33位で落選し、吉村も136票を集めたものの44位で落選した。両者の票を足すと366票となり6位当選者と同数であり、瀬名波が睨んだ通り共倒れになったのである<sup>18)</sup>。市議選の投票率は90.2%であった。

なお、この市町村レベルの首長選と議員選は、ともにこのレベルの「自治」制度整備の段階を画するに相応しい新旧交代を強く印象付ける結果となった民主的選挙であったと言える。両選挙ともに平均投票率が90%を越え、前者は多良間村を除く全ての市町村で現職が落選、後者も新人が多数当選した。また、女性が初めて参政権を行使した選挙で女性議員も2名誕生した（何れも平良市議）。群島主要都市が「野党」の手に委ねられるのは4群島を通して初めてのことで、下地による平良市政運営を通じて米軍政下における「自治」と「民主化」の真価と「野党」の存在意義が問われることとなった。

こうして「旧勢力」の推した現職を破って市長の座についた下地敏之は、「民主党の選挙宣言」や演説において表明した公約を着実に実行するとともに、あわせて新人らしい清新な施策を打ち出してそれを実現していくことが必要であった。

しかし、党内には旧勢力に属する人物をも抱え込んでおり、市政運営の準備段階でありかつ実質的に最初の仕事である市役所の人事をめぐって新

---

校の教壇にも立っている。戦後は1946年5月より盛島薬局を経営して政界進出の足場を固め、同志の青年を糾合のうえ1947年9月に青年党を結成して党首となった。

18) 沖縄戦後選挙史編集委員会編『沖縄戦後選挙史 第二巻』沖縄県町村会、1983年、94頁。

旧勢力の軋轢が生じることとなった。3月17日付の『宮古タイムス』はその様子を、「人事問題に関して民主党内の新旧対立の空気は否め難く純粹新人勢力と所謂旧人と見なされる老練勢力との間は溝を生ずるに至っている模様」<sup>19)</sup>と報じている。また、敗れた嵩原前市長派の市役所職員20人が選挙から2週間後に辞職し、そのなかには勤続27年というベテランをはじめ同15年、同13年といった中堅どころも含まれていた<sup>20)</sup>。

下地はそれでも戦前平良町議・同町助役を務め当時民政府厚生部長であつた下地徹<sup>21)</sup>執行委員を助役に起用し、陣容を固めて市政運営を開始した。この段階で早々に公約を実行に移すとともに清新な施策を思い切って提案してその実現を図れば、市政を軌道に乗せることも可能なはずであった。

しかし、刑事専門の弁護士として戦前沖縄県下にその名を轟かせた下地も政治経験は皆無であって、行政運営に当初から失態を重ねた。これに対して市会、とりわけ野党はこちらも当初から下地と市当局を攻撃することに急で、その姿勢は戦前の政党政治時代と変わることろはなかった。また、下地を支えるべき市会の与党勢力は過半数に達せず、少数与党という状況にあった。

具体的に見てみよう。市議選の結果は、与党（敏之派）11名、野党（嵩原派）17名、中立2名となった。市当局は、市会の召集にあたり、「町村制」<sup>22)</sup>の規定によって告知状を開会3日前までに議員に届けねばならなかつた。しかし、選挙後初の第5回平良市会（1948年3月27日～4月4日）においてはそれが間に合わず2度も流会となり、1947年平良市歳入歳出追

19) 「人事問題で 新旧対立の空気 党内にも時代の波か？ 民主党」、『宮古タイムス』1948年3月17日（沖縄県立図書館所蔵。以下で出典・所蔵者の明記されていない新聞は全て同館所蔵のものである）。

20) 平良好児「戦後新聞の周辺 人間的な息吹の所産として」61、『南沖縄新聞』1972年12月15日。なお、彼らは程なく民政府に再就職した。

21) 政治家・公務員。1895年砂川間切西里村（現平良市）生まれ。熊本通信局通信生養成所卒。戦前は平良町議・同町助役を経て、1941年台湾に渡り台北州基隆郡平溪庄長を務める。戦後は民主党の結成に参画して執行委員と機関紙『宮古公論』の主筆を兼任する一方、民政府厚生部長を務めた。

22) 日本統治下の1920年に施行された「普通町村制」のこと。平良市は1947年3月7日に平良町から「昇格」した。米軍政下における市町村制度はこの段階では未整備であった。

加予算の件を始めとする議案が一時宙に浮くこととなった。また、この市会においては、「下地市長があの選挙宣言に示した政策又は市民への公約をどう盛るが一般の関心事である」と言われたが、提出された議案に新味のある政策が盛られることはなかった<sup>23)</sup>。一方、3月18日に軍政府によつて議會議員と市町村長、市町村会議員、および民政府職員との兼任禁止令が出され、またその選出方法も市町村長推薦・民政府知事任命から市町村議会選任・民政府知事任命に改められた。それに伴つてこの第5回市会において投票によって3名の平良市選出議員の改選が行われ、その1人には女性の下地シズが選任された<sup>24)</sup>。

また、主として1948年度予算を審議すべく開かれた第6回市会（5月3日～18日）では、5月16日になって下地助役による議員の政策能力疑問視発言<sup>25)</sup>が問題となり、これに対して野党側を中心となって翌17日に不信任を決議する事態となった。しかし、助役が釈明の手紙を議会に送付し謝罪したためこの決議は最終日に撤回され、議案そのものはこの日に読会省略の上で全てが「確定」している<sup>26)</sup>。

さらに、第7回市会（9月23日～10月25日）においては、非常食糧飯米購入問題、学校用材使用問題、予算案二重提出問題、そして市会議長を兼ねていた市長の池間島からの帰庁不能による議会流会問題といった一連の問題が俎上に載せられ、市長・市当局と市会との対立はエスカレートした。そして、とうとう6項目<sup>27)</sup>からなる市長不信任同意書が市長に提出され辞職を要求されるとともに全議案が否決されるという深刻な事態に立ち至つ

23) 「市会27日 全年度予算踏襲 新味の政策盛られず 刮目される議員の態度」、『宮古タイムス』1948年3月26日。

24) 「第5回平良市議会」、『平良市議会記録』（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書706～707頁。

25) 下地助役が、1948年5月12日、民政府知事室において、与儀達敏副知事兼総務部長との電気関係の打ち合わせの後、「今の議員中、政策に対する堂々と意見を述べる者は一人もなく、只数字の訂正のみで何にもならん」と発言したことをさす。

26) 「第6回平良市議会」、『平良市議会記録』（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書708～710頁。

27) 6項目は、非常食糧飯米購入問題、学校復旧資材問題、船材問題、市場使用料徴収問題、市長公約不履行問題、そして内部不統一問題である。

た<sup>28)</sup>。

これらの問題のうち、非常食糧飯米購入問題とは、「非常食糧」としての米を購入するために下地助役と市職員が当時密貿易のメッカとしてつとに有名だった与那国島に出張したもの、予定量の買い付けに失敗した（予定された200俵のうちの53俵しか購入できず）のみならず購入に成功した分を警察に押さえられて配給不能となる一方、市長および派遣された助役・市職員の分を私的に購入しておりそれを消費したというものである。密貿易がらみのトラブルに巻き込まれたものと思われるが、野党議員らの追求に対する助役の答弁は要領を得ず、私的に購入し消費した事実とあわせて市当局への不信感を一層深めることとなった。

また、予算案二重提出問題とは、市当局が既に市会に提出し一読会に入っていた予算案を一方的に引っ込めて新たに予算案を提出したというもので、しかもこの新予算案は助役も収入役も関知していないといいう代物であった。市政の根幹にかかる予算についてのこうした不手際は、市長の行政を運営する能力の不足を象徴していると言わざるを得ない。

しかし、この市会においては開会2日後に非常食糧飯米購入問題が取り上げられて以降、まともに議案の審議も行われないまま主として野党議員によって上記諸問題の追求が続けられていた。これに対する市長・市当局の対応の劣拙さを割り引いても市会のこうした態度は大いに問題であると言えるであろう。

その後、10月31日に開催された「今期市会に対する市当局の報告演説会」において、具志堅民政府知事らとともに来賓として出席した軍政府7代目軍政官ワード・C・ゲスリング(Ward C. Goessling)大佐は、「不信任同意書提出・全議案否決」問題に対する見解を表明したうえで、市会議員は「下地市長に協力せよ」と「裁断」を下した<sup>29)</sup>。下地は引き続き市政を担

28) 「第7回平良市議会」、『平良市議会記録』（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五卷資料編3 戦後新聞集成』所収）同書712-720頁。なお、この不信任同意書に法的根拠はなかった。

29) 「議会報告演説会概況」、『宮古タイムス』1948年11月2日（平良市史編さん委員会編・

当することとなったのである。また、否決された議案は次の第8回市会(11月5日～7日)において全て可決された<sup>30)</sup>。これで一連の紛糾は一応の収拾をみた形となった。

就任7ヵ月余りでここまで追い込まれたことは、下地市長の政治手腕を疑問視させるのに十分であったし、円滑に行政を運営するためのさらなる努力が必要とされていたことは明らかであった。一方で、市会側、とりわけ野党議員は、正面から議案について議論することなくこまごまと市当局による行政運営の問題点を追求、事あるごとに不信任を言い立てており、こちらも歩み寄りの努力が必要であろう。早くも「市民不在」ともいべき状態にあったこのような市政混乱の責任は軽重はあるものの両者がともに負うべきではなかろうか。また、軍政官の介入がなければ市政における問題解決が出来ないようでは「自治」能力を疑われかねず、群島レベルの首長・議員への公選拡大、即ち「自治」の拡大がますます遠のいていくことになる。事は平良市ののみの問題ではないのである。

一方、1948年3月の市町村長・市町村会議員選挙後、「『革新』政党勢力」は活動の場を事実上失っていき徐々にその勢力を衰えさせつつも「反『旧勢力』運動」を展開した。それは「旧勢力」が頭に戴いた具志堅民政府知事に対する反対運動、すなわち「反具志堅民政府知事運動」という形を取った。

まずは選挙後における各「革新」政党の動向を見てみよう。民主党は下地敏之委員長が市長となって平良市政を担当していたが、発足当初から行政運営に失態を重ねていたことは前述の通りである。党内の「新人勢力」と「老練勢力」、要するに政治行政経験のない青年層と政治行政経験のある中高年層の対立も浮上していた。党としての独自の活動は選挙後1948年末まで事実上の休止状態にあったようである<sup>31)</sup>。青年党は、平良市議選に

---

同上書所収) 同書138頁。

30) 「第8回平良市議会」、『平良市議会記録』(平良市史編さん委員会編・同上書所収)  
同書712-720頁。

31) USCAR文書"The Miyako Democratic Party" in "Okinawa Gunto Government Files,

擁立した2名の候補が共倒れになったが、落選の憂き目をみた吉村執行委員が離党するなど「青年の運動には限界がある」と意気消沈し、しばらくして「自然解消」になってしまったという<sup>32)</sup>。社会党は、実権を握っていた前里秀栄委員長代行が軍事裁判で懲役90日の有罪判決を受けて収監された3月6日に委員長代行を辞した後、砂川恵達<sup>33)</sup>と平良彦一<sup>34)</sup>の両執行委員によって「辛うじて維持」されていた<sup>35)</sup>。民主党と同様、党活動は選挙後1948年末まで事実上の休止状態にあったようである。

前里秀栄は1948年5月25日に出所し、平良市選挙管理委員会の垣花恵祥委員長を相手取り、3月7日施行の市長・市議選に前里を候補者から除外したこととこれらの選挙を同時に行なったことは違法であり、またこれによって「前里信者数万」に絶望を与えかつ前里の信用を失墜させたとして損害賠償慰謝料100万円を支払うよう求めて「異議申立」をした。5月27日に宮古地方裁判所で公開審理に付されたが、原告前里は懲役90日の有罪判決を受けており1948年1月19日発出の米国軍政府指令第7号「八重山・宮古列島の市町村長および議員の選挙」に添付された「市町村会議員及市町村長選挙法」の第2条と第3条によって選挙権と被選挙権はともにないことや市長・市議選を同時に行なったのは軍政府の指示によるものであることなどによって、結局のところ28日の法廷において「原告の申立ては適法ならずとして」却下された<sup>36)</sup>。

---

1950-1952"（資料コードU81101343B）。

32) 黒柳・前掲注3「アメリカ軍政下の宮古群島における『革新』政党の軌跡」、前掲誌118頁。

33) 教育者。1898年平良間切東仲宗根村（現平良市）生まれ。沖縄県師範学校本科第一部卒。戦前は城辺尋常高等小学校や第二豊見城尋常高等小学校の訓導を務め、1922年に台湾へ渡った。台湾においても教員として活躍し、大坪公学校や瑞芳公学校の校長、台北市円山公学校の教頭などを歴任した。戦後は1946年4月に宮古群島に引き揚げた。

34) 教育者。1889年砂川間切西里村（現平良市）生まれ。沖縄県師範学校本科第一部卒。戦前は弱冠30歳で城辺尋常高等小学校長となってから宮古郡下の各小学校長を歴任した後、1933年沖縄県視学に就任し宮古支庁詰となった。平良第一尋常高等小学校長を経て金武尋常高等小学校長を最後に1942年退職、大政翼賛会宮古支部の事務嘱託を務めた。戦後は1946年5月の民主党結成に参画して執行委員となつたが、改めて1947年10月の社会党結成に参画して執行委員となって党運営に尽力した。

35) 注14に同じ。

また、前里は人民共和党という新党を7月4日に結成して再起を図ったが<sup>37)</sup>、その結党届けを民政府ではなく軍政府に直接提出するという名目で6日に軍政府を訪問し、先に宮古地裁に却下された問題を軍政官に捩じ込んだことから、「軍政府への無断立入禁止」を命ぜられ10日付の『みやこ新報』がこれを報じた<sup>38)</sup>。

1949年に入ると、民主、社会、および人民共和の「革新」3政党を中心とする「『革新』政党勢力」は、「反具志堅民政府知事運動」という形を取った「反『旧勢力』運動」を本格的に展開する。その背景には次の2点があった。1つは、1948年9月から10月にかけての第7回平良市会を頂点とした両勢力の政治闘争において「具志堅の影」が見え隠れしており、「『革新』政党勢力」がこれを重視して具志堅を知事職から追放することを群島レベルの共通課題としたことである。もう1つは、当時の軍政府ゲスリング軍政官とその夫人が具志堅よりも下地敏之平良市長を評価しており<sup>39)</sup>、度々具志堅と衝突してゲスリングによる「知事辞職勧告」にまでエスカレートしたが、こうした事に「『革新』政党勢力」が力を得たことである。

具志堅知事は戦前から戦後にかけて警察畠を歩み、そのキャリアのスタートを切ったのは多良間島駐在巡査であった。警部に昇進後は宮古署長を経験するなど、戦前の宮古群島勤務は前後3度に及んでいた。このように因縁浅からぬ宮古群島へは1947年2月に支庁長として赴任したが、前職は当時の沖縄民政府の所在地にあって「沖縄一」といわれた知念地区警察署長であった。沖縄民警察警視という位を維持したままの宮古入りであったという。米軍政下「琉球弧」4群島を通して、群島外からの支庁長・知事起

36) 「前里秀栄氏の異議申立て」、『宮古タイムス』1948年5月29日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書128頁。

37) GHQ/SCAP文書Civil Historical Section, GHQ/SCAP, "Ryukyus : Government & Politics July, Aug. 1948" (沖縄県公文書館所蔵、Sheet No. CHS(A)-02914.)

38) 「軍政府示達」、『みやこ新報』1948年7月10日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書144頁。

39) 当山正喜『政治の舞台裏』沖縄あき書房、1987年、67頁。

用は具志堅が最初で最後であり、異例のケースといえた。

「樂土建設」をスローガンとしたその仕事ぶりの凄まじさは他の群島にも知れ渡り、「南西諸島ピカイチの辣腕」と評されるほどだった。「ワンマン体制」を敷いた「具志堅天皇」といわれたように強力なリーダーシップを発揮し宮古群島の戦後復興に邁進、大きな成果を挙げたことは衆目の一一致するところである。日本軍の陣地構築の為に荒れ果てていた大野越の土地300町歩に1500人の失業者を投入して集団農場を開設し運営したり、八重山群島の西表島にある国有林を軍政府の上部機関であった沖縄島の米国陸軍軍政府（United States Army Military Government.）司令部（以下陸軍政府司令部と略記）と折衝して分譲させ移入したりするなどの施策は大胆なものが多かった。他に八重山群島への移民の実現、マラリア対策も特筆されるべきであろう<sup>40)</sup>。

宮古群島においては、1948年の後半から1949年の初めにかけて「琉球弧」4群島の行政統合論が盛り上がりを見せるとともに「全琉球知事」の公選が近いという観測が強まった。これらは、沖縄群島に置かれた陸軍政府司令部の表明したとされる意向や、同群島における「全琉球知事」の公選への立候補をめぐる動向に裏付けられていた<sup>41)</sup>。

一方、各群島のみの知事を公選するというケースも想定されており、沖縄群島の新聞紙上において、宮古群島については具志堅知事や下地敏之平良市長の出馬が取り沙汰された。宮古群島においても同様の観測が流れ、1949年2月初めに具志堅知事は談話を出して「噂だけでも迷惑」で「自分は公的席上でも又私的会合でも再三再四知事公選の立候補はやらぬと断言してきた」と打ち消しに躍起であった<sup>42)</sup>。

このように知事公選説が世上に強まる中で、これを好機と捉えた「『革

40) 具志堅の詳しいキャリアと支庁長・民政府知事時代の施策の詳細については、具志堅宗精『なにくそやるぞ』琉鵬会、1965年、を参照。

41) 平良・前掲注20「戦後新聞の周辺 人間的な息吹の所産として」93、前掲紙1973年2月3日。「知事公選の動き 松岡、平良両氏の出馬は確定的大島、先島は傍観程度」、『宮古タイムス』1949年1月27日。

42) 「知事公選を繞る 政局の動き打診 南北琉球は未だ静観」、『宮古タイムス』1949年2

新』政党勢力』は、多様な方法で「反具志堅民政府知事運動」を展開した。

『宮古公論』紙上で具志堅知事、民政府、そして議会に対する批判を展開する一方、直接ゲスリング軍政官に「具志堅知事の施政は独裁反民主的であるとか、多良間村長選挙や平良市長選挙に干渉したとか、民政府の経理に疑惑があり、背任の疑いが濃厚だなどと」<sup>43)</sup>訴えたのである。前者の批判は、『宮古公論』紙上において民主党と社会党の連名をもって2月8日、13日、および18日に「宮古議会に望む」というタイトルで連載された。これは、タイトルからは単に議会に対する批判のようだが、大きく9つの分野にわたって主として具志堅知事や民政府の施策を批判しつつ、関連して議会の対応をも批判するとともに善処を要望したものである<sup>44)</sup>。こうした動きは次第に強化され、ついには具志堅知事の更迭説が出るまでになって、政治的な不安感が醸成されるに至った。

これに対する「旧勢力」の動きとして、2月3日の第9回議会本会議一般質問第1日目において伊良部村選出の栗国浩和議員の質問により知事が自身の権限を明示して「『革新』政党勢力』の軍政府への直接的な働きかけを牽制したり<sup>45)</sup>、議会として2月20日の合同研究会において前述の「宮古議会に望む」について「相手にせず黙殺」という態度を取ることを決定したことなどを挙げることができる<sup>46)</sup>。

---

月2日。

43) 具志堅・前掲注40『なにくそやるぞ』153頁。

44) 「宮古議会に望む 宮古民主党・宮古社会党」〔一〕、〔二〕、〔三〕、『宮古公論』1949年2月8日、13日、18日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書185-189頁。9つの分野の内訳は次の通りである。8日付の紙面に掲載されたものは「一、知事の権限について」「二、予算案について」「三、基盤を忘れた建設について」「四、集農について」、および「五、船浮問題について」の5つ、13日付の紙面に掲載されたものは「△命令系統について」の1つ、そして18日付の紙面に掲載されたものは「△財政破綻の責任について」および「△不当貸付について」の2つである。民政府知事の持つ権限についての具志堅民政府知事の見解（「知事は大統領以上の独裁権をもっている」）を批判するとともに、議会にもその問題性を追及するよう要求したり、配給益金のような一時的収入で経常費をまかなっていることから派生する民政府財政の危機について批判し、議会もこの責任を追及すべきであるとしたこのような事態には議会自身にも責任があると糺すなど、その内容は傾聴に値するものであるといえる。

45) 「第9回宮古議会」、『宮古議会記録』（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書769頁。

また、2月23日に沖縄群島出張から帰島したゲスリング軍政官は具志堅知事更迭説に接すると事態を重く見て、「留守中に知事に更迭の噂があつた様だが全然かかることはなく、いろいろ心配しているが、自分は沖縄に於いてもかようなことを言ったこともなく又之に類似した言葉をいったこともない」と言明し、その沈静化に努めた<sup>47)</sup>。具志堅はこれを受け、「議会半ばにして種々雑音がとび議会を中傷しまた知事更迭の風説も流布され」、このような「風説は議会と政府の離間策」と見られるが、「善良なる八万郡民は心から軍政に協力し大きい構想の下に正しい理念と愛郡の至情で郡復興、楽土建設に邁進せられるるよう絶大なる協力を望む」との談話を発表した<sup>48)</sup>。

しかし、「『革新』政党勢力」は、「反具志堅民政府知事運動」を一層強化して具志堅の追放を策した。「具志堅知事打倒本部」なるものが設置され、軍政官やその夫人に対する具志堅更迭の直訴や民政府の施策に対する攻撃は日を追うごと盛んとなり、政情騒然たるものがあった<sup>49)</sup>。

ゲスリング軍政官は3月7日、具志堅知事を軍政府に呼び議会の状況や予算を始めとする民政府の施策について報告させた後、市町村の政治への介入や融資の返済見通しをめぐる問題などを取り上げて翌4月までの辞職を勧告した<sup>50)</sup>。この事態は、10日ほど前に当のゲスリングによって更迭説を打ち消されたばかりの具志堅や「旧勢力」にとっては「晴天の霹靂」であった。しかし、上述のように「反具志堅民政府知事運動」を一層強化し

46) 「公論の記事は絶対相手にせず 宮古議会の態度」、『みやこ新報』1949年2月25日。

47) 「知事更迭はデマ ゲ軍政官声明」、同上紙1949年2月25日。

48) 「デマに迷わず 愛郡の至情で 復興に協力のぞむ 具志堅知事談話発表」、『宮古タイムス』1949年3月3日。

49) 平良・前掲注20「戦後新聞の周辺 人間的な息吹の所産として」93、前掲紙1973年2月3日。

50) この時にゲスリング軍政官と具志堅知事の間で交わされた遣り取りは、『みやこ新報』によって報じられた。これは民政府の記録であるとされるが、ゲスリングが「『革新』政党勢力」側の情報によって具志堅を問い合わせた上で辞職を促したことが一問一答の形式で明らかにされていた。暗にゲスリングを批判したものであるといえる。「首席軍政官と 知事との一問一答 辞職勧告日の民政府連記録」、「軍政官と知事 一問一答」、『みやこ新報』1949年3月13日。

ていた「『革新』政党勢力」にとっては、その運動が功を奏した形となり、「有頂天」とさせるに足るものであった。

宮古群島における「絶対権力者」によるこの辞職勧告をめぐる一連の騒動は「ゲスリング旋風」と呼ばれたが、具志堅知事はひるむことなく徹底して戦った<sup>51)</sup>。具志堅は7日の辞職勧告が行われた席上、この勧告を「理由が薄弱」であるとして陸軍政府司令部や東京の連合国軍最高司令官総司令部へも報告すると恫喝めいた言葉を吐いていたが、その日のうちに「知事が軍政官によって明確な理由なしに辞職を勧告された」旨のメッセージを作成したうえでそれを与儀達敏<sup>52)</sup> 民政府副知事兼総務部長に託して軍政府法務官トーマス・M・サングスター (Thomas M. Sangster) 中尉を訪問させた。与儀はサングスターに対してそのメッセージを軍政府5・6代目軍政官ネイサン・A・マクラム (Nathan A. McLamb) 大佐の副官として宮古群島勤務経験を有した陸軍政府司令部総務部長レイモンド・A・マシューズ (Raymond A. Mathews) 大尉、具志堅と昵懇の同保安部長ポール・H・スキユース (Paul H. Skuse) 、沖縄民政府知事志喜屋孝信、および折から沖縄群島滞在中の民政府通訳官松本武雄に取り次ぐように要請した。このようなことはもとより受け入れられるはずもなかつたが、具志堅にすれば後々のことを考えて敢えて正当な手続きに従おうとしたものと思われる。翌8日ゲスリング軍政官によって予想通りこれが拒否されると、与儀は松本通訳官に宛てて辞職勧告以来の経緯を説明するとともにマシューズら要路の人物に働きかけるよう要請する手紙を認め、それに辞職勧告が行われた際のゲスリングとの一問一答を付して、9日に沖縄群島へ

51) 「ゲスリング旋風」をめぐる以下の記述は、USCAR文書 "Miyako : Officials." in "Okinawa Gunto Government Files, 1950-1952" (資料コードU81101343B) に拠っている。

52) 教育者・公務員・政治家。1901年下地間切嘉手苅村（現下地町）生まれ。東洋大学専門部倫理東洋文学科卒。戦前は宮古中学校の国漢担当教諭として教壇に立った。戦後は政界に進出し、教え子を中心とする青年連盟の推薦により1945年12月に平良町長に就任するも、在任8ヵ月余りで辞任した。その後、1946年11月に支庁総務課長に就任した後は同総務部長、民政府副知事兼総務部長を歴任した。また、議会においても副知事兼総務部長のまま議長を務めた。

出張する下地淳一<sup>53)</sup> 平良市会議員に託した。下地は11日に到着し、書類は松本から無事に陸軍政府司令部へ提出された。

また、10日付で具志堅よりマシューズ総務部長宛てて、ゲスリング軍政官より辞職勧告を受けたが全く思いもよらないことであること、この背景に下地敏之平良市長のグループが存在していることは明瞭であること、そして陸軍政府司令部より調査官を急派してもらい事実を明らかにしたいことを主な内容とする文書が作られており、これも陸軍政府司令部に提出されている。

知念地区警察署長であった具志堅は、陸軍政府司令部の要請もあって支庁長として赴任しており、また同司令部には宮古群島勤務経験のあるマシューズ総務部長や昵懇の間柄にあるスキユース保安部長がいるなど強力なコネクションを有していた。こうしたことから来る自信が具志堅に強気な行動を取らせたのであった。

しかし、具志堅知事や「旧勢力」を追い詰める動きは続いた。ゲスリング軍政官夫人は、「辞職勧告」2日後の3月9日、夫であるゲスリング、サンガスター法務官、および具志堅の臨席のもと開催された第10回平良市会本会議第1日目に出席した。夫人は、具志堅と民政府職員が公衆衛生と厚生事業について助力しようとした夫人に対して報酬の支払いを示唆したことや、具志堅が権限のない夫人によって医療体制の整備にかかわる命令の発出をみたかのような発言を行ったことを批判し、「私の愛情乃至厚意が民政府のこのような態度によりゆがめられてきた」と不快感をあらわにした<sup>54)</sup>。続いて挨拶に立ったゲスリングも夫人にかかわるこうした問題を捉えて、「知事は機会ある毎に凡ゆる事に軍政府を非難し不信用しようとする意図にあると思うのであることを只噂としてのみ皆様に通知しましょ

53) 教育者・政治家。1904年砂川間切西里村（現平良市）生まれ。宮古正教員養成所講習科卒。戦前は教育畠を歩み沖縄県青少年団主事（県教学課勤務）、西城小学校教頭、平良青年学校長を歴任した。戦後は政界に進出し1948年3月に施行された平良市議員選にて当選した。

54) 平良・前掲注20「戦後新聞の周辺 人間的な息吹の所産として」95、前掲紙1973年2月7日。

う」と暗に知事を批判し、「市役所の官吏その他の役所の官吏が行政上の質問、又社会上の質問や軍政府に関連したことにつき、当軍政府に出頭することは各自の自由であることを表明する」と従来からの原則を覆す重大な発言をした<sup>55)</sup>。

具志堅と「旧勢力」の側は別の手も打っていた。辞職勧告の撤回を要請する陳情攻勢がかけられたのである。陳情書は、3月9日には城辺町長・町議（定数26名全員）、上野村長・村議（定数21名中14名）・農業組合長、そして多良間村長・村議（定数16名中10名）が作成し、10日には平良市議（定数30名中19名）と伊良部村議（定数24名全員）が作成した。さらに13日には宮古新聞協会（『みやこ新報』『宮古タイムス』および『宮古民友新聞』）が作成した。なお、陳情書は議会（定数20名中15名）と下地町長・町議（定数21名中17名）も作成しているが、日付の記載がない。これらの陳情書は全て陸軍政府司令部に提出された<sup>56)</sup>。

ゲスリング軍政官による具志堅知事辞職勧告によって「有頂天」となった「『革新』政党勢力」は、平良市会におけるゲスリングと夫人による具志堅批判にますます勢いを得た。民主党、社会党、および人民共和党の3政党と、旧制宮古中学校出身青年の反与儀達敏副知事兼総務部長グループであり3月9日に誕生したばかりの宮古革新青年会は公然と知事打倒を叫び、街頭には「独裁家具志堅知事打倒」「具志堅天皇を葬れ」そして「大統領以上の権限をもつ暴政知事打倒」といったビラが貼られた。「具志堅知事打倒本部」は「組閣本部」となって早くも民政府部課長の人選が行われる有様であった。後任知事の選出については、「旧勢力」が公選制、もしくは議会議員・市町村会議員の間接公選制を主張したのに対し、構成各党が従来から公選制の導入を訴えていた「『革新』政党勢力」は任命制を主張した。

そして遂に民主党、社会党、および人民共和党の3政党は3月14日に

---

55) 「第10回平良市議会」、『平良市議会記録』（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書723頁。

56) 注51に同じ。

「独裁具志堅知事打倒、知事更迭促進人民大会」を開催し、反具志堅知事運動は最高潮となった。大会には「無慮五千人余」が詰め掛け、山内朝二<sup>57)</sup> 民主党幹事長、砂川恵達社会党執行委員、平良彦一社会党執行委員、葦原久社会党執行委員、前里秀栄人民共和党党首、高江洲良文人民共和党幹部ら12名が演説した。演説の後「万雷の拍手裡」に、具志堅に対してその在任は宮古群島にとって「最大不幸事」であるので辞職勧告に服して速やかに辞職を求める旨を決議し、ゲスリング軍政官に対しては具志堅の「幾多の秕政」を理由に早急な更迭の実現を求めるとともに後任は「時局の重大性に鑑み」宮古群島「事情の精通、革新の熱意ある」同群島内出身者より起用することを要求する旨を決議した。前里らの代表は民政府に知事を訪問し決議文を突きつけて辞職を迫った<sup>58)</sup>。

「旧勢力」もこれに対抗して、3月20日には、民政府の青年職員を中心として結成された民政青年研究会が「平和建設人民大会」を開催した。旧制宮古中学校出身青年の親与儀達敏副知事兼総務部長グループと旧青年党の一部からなる民政青年研究会は、青年組織として革新青年会と対立関係にあり、大会には「『革新』政党勢力」の有力なリーダーの前里秀栄人民共和党党首や同勢力の青年らが押しかけて混乱し、臨監の警察官から解散を命じられ流会騒ぎとなつた<sup>59)</sup>。

事ここに至って、3月23日、ゲスリング軍政官は、民政府職員による市町村の政治への介入は誤解であったとして具志堅知事に対する辞職勧告を取り下げた。具志堅の陸軍政府司令部への訴えが功を奏してゲスリングに

57) 教育者。1890年砂川間切西里村（現平良市）生まれ。沖縄県師範学校本科第一部卒。戦前は宮古郡下の各小学校に勤務し一時台湾に渡るも後に城辺尋常高等小学校など各校の校長を歴任した。戦後は革新会を指導して1946年3月に同会主催で行われた郡民大会で下地敏之らと「旧勢力打倒」を唱えた。さらに同年5月の民主党結成に参画し執行委員となつた。同党では機関紙『宮古公論』編集発行人、幹事長、さらには委員長を歴任して党運営に尽力した。

58) 平良・前掲注20「戦後新聞の周辺 人間的な息吹の所産として」95、前掲紙1973年2月7日。「具志堅知事打倒人民大会」、『宮古公論』1949年3月18日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書189頁。

59) 「平和建設人民大会」、『みやこ新報』1949年3月22日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書158頁。

圧力がかかったのである。結局ゲスリングは翌4月辞任に追い込まれた。知事留任との情報はたちまち広がり、具志堅のもとには「旧勢力」のメンバーが駆けつけた。具志堅は「皆に心配をかけてすまなかった。落ち目の自分を支持した郡民に感謝の言葉もない」と語り、「今回の辞職勧告取消しはゲスリング軍政官の大海上のような包容力の賜物で私は感謝の念で一杯である」旨の談話を発表した。軍政官との権力闘争に知事が勝ったことは異例中の異例であった<sup>60)</sup>。

この辞職勧告取り消しの行われた3月23日には、民主党、社会党、および人民共和党の3政党が『宮古公論』に「公開状」を掲載して議会俱楽部と宮古新聞協会へ立会演説会の開催を申し入れた<sup>61)</sup>。これに対して議会俱楽部は翌24日「条件付きで応ずる」との態度を表明し、新聞協会は25日民主主義の何たるかを知らない者の要求には応じられないと回答した<sup>62)</sup>。また、同じ25日、具志堅知事は砂川恵敷民政府文教部長を経由して、14日開催の「独裁具志堅知事打倒、知事更迭促進人民大会」において知事打倒演説を行った亀川正東ら宮古女子高校の3教員へ辞職を勧告した<sup>63)</sup>。

このため勧告取り消し後も「旧勢力」と「『革新』政党勢力」との対立はくすぶった。3政党側が立会演説会開催のため軍政府に集会許可を願い出たところ、「絶対許可せぬ」との意向が表明された。3月28日付の『宮古公論』は、立会演説会についてこの軍政府の意向を受けての取り止めを報じている<sup>64)</sup>。その後軍政府から改めて「今後別命ある迄人民大会を停止する」との指令が発せられ、31日付の『宮古タイムス』がこれを報じた。この指令によって、7日以来の「ゲスリング旋風」は収束に向かった<sup>65)</sup>。

60) 平良・前掲注20「戦後新聞の周辺 人間的な息吹の所産として」96、前掲紙1973年2月8日。

61) 「公開状 立会演説会について」、『宮古公論』1949年3月23日。

62) 「立会演説会許可せず」、『宮古民友新聞』1949年3月27日。

63) 「三教員に辞職勧告」、『宮古公論』1949年3月28日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書190頁。

64) 「立会演説取止め 軍政府が集会不許可」、『宮古公論』1949年3月28日（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書190頁。

65) 注60に同じ。

一方、前里秀栄は、度重なる民政府への批判と軍政府への直接的アピールがたたって、4月中旬には陸軍政府司令部により人民共和党が否認されるとともに創刊準備中であった機関紙『宮古民報』の発行も取り止めになり、挙句の果てには同月14日付で「公職追放」の憂き目にあった<sup>66)</sup>。米軍政下の「琉球弧」において奄美群島の中村安太郎『奄美タイムス』主筆（奄美共産党最高幹部）<sup>67)</sup>に次いで2人目の「公職追放」となったことよって、前里はいかなる政党であれその組織・指導にあたることや候補者になることも禁じられ、事実上政治活動の停止に追い込まれる一方、5月7日にはそれまで「友党」であった社会党からも「絶縁」声明を突きつきられている<sup>68)</sup>。

## II. 「市町村制」の施行と下地敏之・宮古民主党平良市政の崩壊

下地敏之・民主党平良市政は、発足直後の第5回市会から年内（1948年）最後の第8回市会に至るまで、行政運営の失態が重なり綱渡りを続けた。その後、1949年初の第9回市会（1月18日）において、助役をトラブルの多かったこれまでの下地徹民主党執行委員から池間昌増<sup>69)</sup> 収入役に代え、来るべき新年度予算編成に備えた。

新年度即ち1949年度の予算は、第10回市会（3月5日～22日）において審議された。これ以上の税収増が望めないことを主な要因とする前年度來の財政難や、折から全琉的に実施された配給食糧3倍値上げが追い討ちを

66) 「前里秀栄氏公職追放」、『みやこ新報』1949年4月19日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書159頁。

67) 中村安太郎と奄美共産党については、次の拙論を参照。黒柳保則「占領初期の奄美群島における政治と政党」（愛知大学大学院『愛知論叢』第63号、1997年9月所収）同誌85－98頁。

68) 「声明書〔宮古社会党〕」、『宮古公論』1949年5月8日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書190頁。

69) 教育者・公務員。1895年砂川間切下里村（現平良市）生まれ。県立中学校（現首里高校）中退。戦前は来間小学校長・平良町収入役・同町助役を歴任。戦後は平良町参与の後支庁財務課長を務め、さらに昇格したばかりの平良市入りした。

かけた形の食糧難といった悪条件を背景としていたものの、大きな混乱もなく最終日に予算を始めとする全議案の可決をみた<sup>70)</sup>。当初予算の規模は嵩原前市長時代の2倍相当の400万円を超えるものであり、歳入をみるとその60%を246万円の製材収入に頼っている。監督官庁であった民政府の同年度当初予算が2370万円余で、平良市の予算規模はそのおよそ6分の1となっている<sup>71)</sup>。なお、戦前期に市町村財政を支えた国庫支出金に代わり米軍政下では市町村財政の補助として民政府財源より地方交付金が支出されていた。

なお、この市会の開会時に行われた下地市長による施政方針を盛り込んだ挨拶のなかで、食糧難対策として八重山群島との連携を具体化することが謳われた。市会全日程終了後市長が議員代表とともに八重山群島に行き石垣市長ら地元の市町村長と話し合うということが言明されたのである。しかし、これについては実現することはなかったようである。八重山群島との市町村レベルでの連携の動きは、6月初めに宮古群島各市町村長（多良間村を除く）と平良市総務課長が八重山群島を訪れ、第1回南部琉球市町長会議が開催されたことがその嚆矢となった。同会議では、米国軍政府指令第26号による新市町村制認可、知事・議會議員の公選促進、そして復興費の増額などが陳情事項として決定されている<sup>72)</sup>。

ここで陳情事項とされている新市町村制については、この時までに次のような経緯があった。米軍政施行後も宮古群島においては戦前の「町村制」を用いて町村のみならず市の運営もなされていたが、1949年1月に発出さ

70) 「第10回平良市議会」、『平良市議会記録』（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書722-725頁。

71) 平良市史編さん委員会編『平良市史 第六巻資料編4 戦後資料集成』平良市役所、1985年、271頁。

72) 「第一回南部琉球市町長会議 昨三日より開催」、『八重山タイムス』1949年6月4日。「問題の中心 知事公選促進 南琉 市町村長会議第一日」、「自由民報」1949年6月6日、「新市町村制認可並に知事公選促進等を陳情 南部琉球市町村長会議で決定」、『八重山タイムス』1949年6月7日。なお、新市町村制認可とは、沖縄群島において1948年7月に公布されていた米国軍政府指令第26号「市町村制」を宮古・八重山両群島においてもその実情に合うように一部（1950年9月の第2日曜を選挙期日とした部分で八重山群島側から提案された）修正のうえ認可することである。

れた軍政府作戦命令第40号によって民政府に「南部琉球市町村制」草案の提出が命じられた。新しい地方自治制度の草案提出を命じられた宮古群島側は市町村長、市町村委会議員10名、および議会議員4名の委員による法制審議委員会を開催するなどして米国軍政府指令第26号「市町村制」を宮古群島においても施行することに意見を集約した。これを受けた法規審議委員会から軍政府に対して上記「市町村制」を施行するよう申請がなされた<sup>73)</sup>。

この宮古群島側の希望はかなえられ、米国軍政府指令第26号「市町村制」は軍政府指令第9号により1949年7月15日より宮古・八重山両群島に対して施行された<sup>74)</sup>。日本統治下の「町村制」に代わり住民による自治の拡大をもたらした画期的新法と評されたこの「市町村制」の主な内容としては、その第9条において住民の市町村長・市町村議会議員に対するリコールと市町村議会に対する解散を請求する権利が保障されていること、第64条において著しく不適任な市町村長に対して知事が地方自治委員会の承認を得ることを条件として罷免権を持つこと、そして第91条において市町村議会によって市町村長の不信任が議決された場合に市町村長は10日以内に市町村議会を解散しうることや、こうした不信任の議決がなされても市町村長が市町村議会を解散しない時および解散後初めて召集された議会において再度不信任の議決がなされた場合には市町村長は退任しなければならないこと、を挙げることができる。

また、第9章（第157条から第163条）には地方自治委員会について規定されている。第64条において規定されている知事の市町村長に対する罷免権は、同委員会の承認を得ることを条件としている。地方自治委員会とは、民政府に置かれ、「市町村の指導、監督について知事の諮問に答えおよび知事に進言する」ものとされており、委員長1名と委員5名の合計6名か

---

73) 平良・前掲注20「戦後新聞の周辺 人間的な息吹の所産として」88、104、前掲紙1973年1月27日、2月18日。

74) 「新市町村制七月十五日より有効」、『みやこ新報』1949年7月22日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書160頁。

らなっている。委員長は「民政府議會議長」（宮古群島では副知事兼総務部長が務めた議會議長）で、委員は市町村長の協議会長、民政府行政課長、市町村行政の学識経験者2名（民政府議会が議員外から指名したもの1名と市町村長の協議会が会員外から指名したもの1名）および知事の指名する法律の学識経験者であった。一見害のない諮問委員会のようであるが、米軍政下において民政府は市町村の上部機関で、その知事は市町村長を監督する立場にあるので、前述の第64条と絡めるなど活用の仕方によっては各群島政治を搖るがすような可能性を持っていた<sup>75)</sup>。

なお、この米国軍政府指令第26号「市町村制」は、「市町村会議員及市町村長選挙法」と同様、日本の「戦後改革」の重要な成果である地方自治法の影響を受けたものであった。もちろん、地方自治委員会といった、地方自治法には存在せずややもすれば強権的に使われかねない規定もあったが、それは米軍政下における「制限付の民主化」という状況を反映したものであったと言えよう<sup>76)</sup>。

「市町村会議員及市町村長選挙法」は1948年3月に実施された市町村レベル選挙の選挙法であるが、この選挙の実施を経て「市町村制」という新しい地方自治制度の施行をみたことは、戦後米軍政下における市町村レベルの「自治」制度の民主的な整備の一応の完成を示している。

この「市町村制」のもとでは初めてとなる平良市議会は、第11回臨時市議会（1949年8月5日のみ）であった<sup>77)</sup>。これまで市会議長は市長兼任で副議長は置かれていなかったが、「市町村制」第26条により議長・副議長を議員の中から選挙によって選出せねばならなくなり、そのために開催されたものであった。議長には野党（嵩原前市長派）の伊志嶺玄良<sup>78)</sup>が満場

75) 月刊沖縄社編『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(IV)』池宮商会、1983年、480、483、484、487頁。

76) 天川晃「日本本土の占領と沖縄の占領」（横浜国立大学『横浜国際経済法学』第1巻第1号、1993年5月所収）同誌53-54頁。

77) 「市町村制」第14条によって議会の呼称が「市会」から「市議会」へ変更され、同第25条によって定例・臨時の区別がなされるようになった。

78) 政治家。1897年砂川間切下里村（現平良市）生まれ。沖縄県立水産学校卒。戦前は沖縄

一致で、副議長には同じく野党の下地淳一が与党（下地市長派）の候補を17対12で破ってそれぞれ選出された<sup>79)</sup>。

次の第12回市議会（8月25日～9月5日）は、1949年度歳入歳出追加更正予算と条例改正案の審議が主な目的であったが、市長不信任案可決・市議会解散という米軍政下「琉球弧」初の深刻な事態に立ち至った。

具体的に見てみよう。この市議会においては、初日である8月25日の開会冒頭で1949年度歳入歳出追加更正予算案と条例改正案などが上程され、この日は予算の説明のみを行った。その後2日間の個人研究を経て28日から本会議に入ったものの、その後下地市長・市当局は臨時出納検査に基づく預託豚資金問題・造林補助流用問題・船材問題・桟橋使用料契約書不備問題・貸地料問題・交際費問題などを追求され、追加更正予算案と条例改正案などは事実上後回しにされた<sup>80)</sup>。

このうちの預託豚資金問題は、無畜農家解消のために前当局が民政府から50000円を借り受け、それを貸し付けて豚を預託飼育させていたことに関するものである。当時の責任者であった担当課長が貸付回収金33950円を使い込んだのみならず未整理の現金18198円の整理も行わず計52048円が市の損失となったのを受けて、昨年9月の第7回市会で議会側の要求に応じて下地市長が善処を約束したものの、それが未だに果たされていないとして問題となっていた。

また、交際費問題は、8月29日に「市町村制」第34条によって秘密会としたうえで議題とされたもので、下地市長が6月に八重山群島で開催された前述の第1回南部琉球市町村長会議に出席するために出張した際の交際費の額と使途をめぐる疑惑であった。この秘密会において、八重山への出張期間中の9日間に支出された交際費と土産代は計10000円（前者8800円

---

県水産会技手、宮古郡水産会副会長、平良町議を歴任し、戦後は郡議・議會議員を経て1948年3月施行の平良市議選にて当選した。

79) 「第11回平良市臨時議会」、『平良市議会記録』（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書725頁。

80) 「第12回平良市議会」、『平良市議会記録』（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書726-727頁。

と後者1920円) という高額となり、しかも1日を除いて連日交際という名目で料亭に繰り出しており、一晩に2回支出された事例や1人で飲食したものも交際費として支出された事例もあったことや、大浜町長との懇談会や宮古郷友会幹部接待以外の使途は疑惑のある点が問題となった。

8月30日の市議会では、前述の諸問題に加えて、市当局が字七原の分収林5反歩を耕地として貸付けて耕作させようとしていた事を、「山林政策の破壊」と追求された。下地市長・市当局は次々に明るみに出る諸問題に対応しきれず局面を開拓するだけの手段がないというのが実情であった。勢い答弁内容も意を尽くせないものとなり、それが市議会側をますます苛立たせるという悪循環に陥った。

そしてついに9月を迎えた。9月3日の市議会は、余剰材木代について2、3の議員より質問があった後に、場所を祥雲寺に移して合同協議会が開催された。この場において17名の野党側議員から、「現市長では円滑なる市政は運用できず四万市民の幸福はもたらされない。今期議会を通じて市長の不適任なることは全員みとめているからこの際全員で不信任案を提出したい」との意見が出された。下地市長の行政運営に不満があるのはこの第12回市議会の開会前である8月22日にわざわざ「問題中心是々非々主義」で行動すると言わば「中立宣言」を出し、26日付の『宮古タイムス』に掲載された<sup>81)</sup> 11名の与党側も同様であったが、このような意見を容ることはできなかった。与党側は、不信任案を議決するための議会を成立させることについては与党側から5名の議員を出席させ協力するので、不信任案には17名の野党側のみ賛成するようにしてもらいたいとした。野党側は「全議員による不信任」を、与党側は「野党側のみによる不信任」を唱える事態となったのである。

翌4日の合同協議会では、野党側から「我々十七人では不信任案は出来ぬから第二の案として期限付きで市長に仕事をさせて見て、その後に態度

---

81) 「当局擁護の与党にあらず」、『宮古タイムス』1949年8月26日（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書176-177頁。

を決めては如何」かという新提案が出た。このいわば「様子見論」に対して与党側からは、「我々三十名は現市長は不適任であるとみとめている」が「一応辞職を勧告したら」どうかという「漸進論」と、「就任以来市長の仕事振りに共鳴できるものは一つもない」ので「早速不信任案をたたきつけよ」と息巻く「強硬論」という2種類の反応があった。1日で与野党の立場が逆転したかのようであるが、これには与党側の計略があった。下地市長と打ち合わせ解散に打って出ることとしたのである。野党側の変化はこれを察知して与党側の動きを前もって牽制したものと思われる。市長・与党側にはこの不信任案を成立させ解散から選挙に持ち込んで過半数を目指すという危険な賭けに出ることなしに事態打開の妙案はなかったのであり、野党側はその勢力を結集した政党の結成が未だなされておらず選挙という事態に直面するのをいま少し引き延ばしたかったものと思われる。

市長不信任に対するこのような与野党間の相違については、両者が折衝したところ調整がつき、まずは不信任を議決する前に「一応紳士的態度をとって市長に辞職を勧告する」こととなった。「辞職勧告委員」として正副議長を始め与野党5名の議員が挙げられ、下地市長に面会して市「議会の総意」を伝えたところ、市長からは「やめる意思は毛頭ござらぬ」とにべもなく断られた。

下地市長に辞職勧告を拒否された市議会は、9月5日「辞職勧告委員」とほぼ重なるメンバーからなる不信任決議文起草委員を指名して13項目からなる決議文を起草させた。同日夕刻に決議文は完成し、夜7時からの本会議にかけられ全会一致で決議されると即座に市長に手渡された。市長は発言を求めると「市町村制」第91条により議会の解散を命ずる旨を宣言した。さらにその理由を説明しようとしたが、17人の野党側は「われわれはもはや議員ではない」と退場した。説明は11人の与党側に対してのみ約30分間行われ、午後8時過ぎに議会は散会した。後回しにされた「予算案」と条例改正案などは一連の混乱の中で手が付けられることはなかったようである。

決議文において不信任理由として挙げられた13項目は、①鏡原校復旧資

材問題、②米購入問題、③預託豚問題、④電気事業問題、⑤スレート貸付問題、⑥植林補助費問題、⑦分収林不当貸付問題、⑧桟橋貸付契約問題、⑨材木代金不法受入問題、⑩市長の政策公約不履行問題、⑪交際費問題、⑫部下の指揮監督不行届、および⑬舌禍問題である<sup>82)</sup>。

議会においては押されっぱなしであった下地市長・市当局にももちろん言い分はあった。これを代弁すべく民主党機関紙『宮古公論』は、9月13日、18日、23日、および10月3日の紙面で不信任決議文に挙げられた13項目の問題についてそれぞれ反論を試みている<sup>83)</sup>。反論として不十分であると言うより他ないようなものもあるが、何れも一定の丁寧さをもって論じられており、まずまずの内容を有していた。これらは市長・市当局の失地回復に役立つものではあったが、全体としてこの段階で公にすることは遅きに失したとの感を否めない。

こうした事態に立ち至ったことは、政策に対する見解の相違と言うよりも、いわゆる「白黒闘争」という人的な関係に起因する苛烈な与野党間の政争の結果であった。議案の審議もそこそこにこまごまと下地市長・市当局による行政運営の失態について止まない野党側の姿勢は、非協力的に過ぎており、「自治」を育てようという姿勢に著しく欠けている。しかし、こうした事態を招いた最大の原因は、市長・市当局が約1年前の第7回市会（市長不信任同意書提出・全議案否決に至った）において問題化した事案について誠実な対応をしていないことであったといえる。また、与党議員は、基本的に議会人としての立場を与党としての立場よりも優先させ、抑制的な姿勢を保っていることは特筆してよいように思われる。

また、この「市町村制」第91条による首長不信任・議会解散という事態は、米軍政下におかれた「琉球弧」4群島を通して初めてのことであった。同じく軍政府の管轄のもとに置かれた八重山群島においては、予てから宮

82) 決議文の全文は、「不信任決議文」、『みやこ新報』1949年9月7日、9月10日（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書163-165頁を参照。

83) 「不信任決議は妥当なりや」、『宮古公論』1949年9月13日、18日、23日。「政策公約問題 果たして何もやらぬか」、『宮古公論』1949年10月3日。

古群島の政治に対する関心が高く地元紙で幾度も同群島政治関連のニュースが報道されていた。この事態についても、9月12日付の『自由民報』が一面トップで報じている<sup>84)</sup>。同紙は、八重山群島における「二大政党」のうちの「野党」である八重山人民党<sup>85)</sup>の機関紙であるが、経営上の配慮から自党関連の記事は党大会の場合にはほぼ限られ一般のニュースがそのほとんどを占めていた。群島レベルでの「野党」として立場を同じくする一方、1948年3月に実施された八重山群島の主要都市である石垣市の市長選で敗北し展望を開けずにいた人民党は、このニュースに大いなる関心を持っていたであろうことは記事の扱いからも窺うことができる。

さて、下地市政における与野党対立は抜き差しならない段階に差しかかったが、ここで与党を支える「旧勢力」は反撃に出た。「市町村制」第159条に「市町村の指導、監督について知事の諮問に答えおよび知事に進言する」と規定された組織である地方自治委員会を活用して下地市長の追い落としを図ったのである。

地方自治委員会の委員自体は、「市町村制」に規定された組織を構成するものとして、不信任案可決・市議会解散前の9月1日にはその選任を終えており<sup>86)</sup>、下地市長は、市町村長協議会長として6名の委員の1人として加わっていた。しかし、不信任成立・議会解散を期に同協議会長を辞任し代わりに伊良部村長で民主党員の伊志嶺朝常<sup>87)</sup>が会長に選任された<sup>88)</sup>。

84) 「宮古平良市会大波瀾 遂に総解散となる」、『自由民報』1949年9月12日。同紙を始め米軍政下の八重山群島において発行された新聞については、南風原英育『南の島の新聞人—資料に見るその変遷—』ひるぎ社（おきなわ文庫）、1988年、を参照。

85) 八重山人民党の成立過程と結党当初の活動については次の拙論を参照されたい。黒柳保則「八重山自治会・『宮良支庁』・八重山人民党—米軍政下における『野党』の成立—」（愛知大学国際問題研究所『紀要』第117号、2001年12月所収）同誌123—161頁。

86) 「地方自治委員会委員の顔触れ決る」、『宮古公論』1949年9月3日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書192頁。メンバーは、委員長・与儀達敏（議會議長／民政府副知事兼総務部長）、委員・下地敏之（市町村長の協議会長／平良市長）、同・島田文夫（民政府行政課長）、同・西原雅一（民政府議会が議員外から指名した市町村行政の学識経験者／元支庁長）、同・石原雅太郎（市町村長の協議会が会員外から指名した市町村行政の学識経験者／元平良町長）、および同・下地恵位（知事の指名する法律の学識経験者／前民政府知事官房長）であった。

87) 漁業・政治家。1908年伊良部村字前里添（現伊良部町）生まれ。早稲田大学専門部中退。

それに伴い自治委員も交代となり、下地は委員を外れた。

下地市長が委員を外れた直後の9月8日、8代目軍政官のウィリアム・P・ヘイズ (William P. Hayes) 大佐は、「本官は平良市における市長と当該議会側との問題を調査し（中略）熟知して」おり「市町村制に基づいて本問題を調停するため」に地方自治委員会を組織するよう命令した<sup>89)</sup>。他の委員に変化はなかったが、下地が委員に復活していた。市町村長協議会長の伊志嶺が委員を交代する理由はないのだが、軍政官の命令は絶対であった。下地を除く5名の委員は全員「旧勢力」（野党側）に属していたうえに、下地は自己の問題を扱うため委員会に出席できなかつた。委員会は13日、具志堅知事より諮問を受けて「下地市長の退陣すべきか否やについて進言」するためにその行政運営についての調査を開始した<sup>90)</sup>。

委員会は10日間にわたって「不信任決議文、並びに下地市長の解散理由などを中心に、市役所の帳簿類について調査」し、10月5日に下地を「市政を等閑に付している事実、議会軽視による民主主義破壊の事実、公簿の乱雑、軍政府の政策に従わない事実等をあげて、著しく不適任」と断じて「市町村制」第64条に該当すると具志堅知事に進言した。その調査書は全14号からなる大部なもので、軍政府への英文報告書39枚分に相当したという<sup>91)</sup>。具志堅はヘイズ軍政官の同意を得たうえで市町村制第64条に基づいて下地を市長職から罷免した<sup>92)</sup>。先の首長不信任・議会解散と同様、これも米軍政下「琉球弧」で初の極めて重大な事態であった。出直し市議選が

---

戦前は伊良部村漁業協同組合専務理事を務め、漁業権をめぐる「八重干瀬事件」で執行猶予判決を受ける。戦後は1948年3月の市町村長選挙で再選挙の末、伊良部村長に当選した。

88) 「市町村長協議会長に伊志嶺朝常氏」、『宮古タイムス』1949年9月8日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書177頁。

89) 「問題調停の為自治委員組織せよ」、『みやこ新報』1949年9月10日（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書165頁。

90) 「下地市長退陣に就き知事諮問」、『みやこ新報』1949年9月16日（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書165頁。

91) 平良・前掲注20「戦後新聞の周辺 人間的な息吹の所産として」107、前掲紙1973年2月23日。

92) 「自治委の答申に基き下地市長を罷免」、『宮古タイムス』1949年10月5日号外（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書

8日に予定されていることを十分考慮したタイミングといえる。

名うての弁護士である下地がこの処分に唯々諾々と従うわけはなかった。下地は翌6日に地方自治委員会の決定を不服としてヘイズ軍政官に対して裁判に付すよう嘆願書を提出した<sup>93)</sup>。一方で民主党機関紙『宮古公論』は、下地の罷免について具志堅知事が裁判されると報じて世論の盛り上げを狙った。具志堅は記者会見を行ってこの報道を打ち消し、下地の陳情に対して「如何なる法律に訴えんとするか。下地敏之が議会を解散したのと同様に、知事の罷免権も自治制法に基づいて正しい行使をしたもので、市長の解散権も知事の罷免権も行政裁判に訴える余地はない」と反駁した<sup>94)</sup>。

下地敏之の陳情を受けて、ヘイズ軍政官は具志堅知事に対して「適宜なる処置を求む」と命じた。具志堅の考えた「適宜なる処置」とは、下地を政治的に抹殺することであった。10月7日、具志堅はヘイズの命令に対して回答をしたが、その中で「市町村制法によれば同法第六十四条の罷免に不服がある場合、行政裁判の提起を許した条々はない」と下地の訴えを一蹴したうえで、「下地前市長に対する起訴は両三日延期させて下さい」と希望を述べ、さらに「小職は目下右起訴の重大性を法律専門家をして調べさせています。これは市民対市長の事件として地方検事に手交したいと思います。この裁判によって下地前市長が有罪であるか無罪であるかは確実に判明されるものと思います」としている<sup>95)</sup>。

多少唐突な感のあるこの「起訴」であるが、具志堅はこの回答をする一方で下地敏之に背任の疑いがあるとして八重山群島の弁護士である安里積千代を特別検事に任命、八重山群島から呼び寄せた八重山地方裁判所検事局検事平良專紀とともに秘密裏に関係者の取調べを行わせたのであり、こ

---

179頁。

93) 「敏之氏の陳情（裁判提起に非ず）」、『宮古タイムス』1949年10月6日号外（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書179-180頁。

94) 平良・前掲注20「戦後新聞の周辺 人間的な息吹の所産として」108、前掲紙1973年2月24日。なお、「自治制法」とは「市町村制」のことである。

95) 「注目される下地前市長事件」、『宮古タイムス』1949年10月8日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書180頁。

のことに関連するものであると思われる。戦時中台湾において弁護士活動をする一方台南市議を務めるなど活躍した座間味村出身の安里は、戦後石垣市に事務所を構えて宮古・八重山両群島で引き続き弁護士活動をしていたが、日本大学法文学部在学中に高等試験司法科に合格し正規の法曹資格を有していた。具志堅は、戦時中から戦後にかけて八重山警察署長を務め戦後は八重山支庁警察部長も兼任した経験を持つ警察官出身のいわゆる「地方検事」<sup>96)</sup>である平良のみでは下地に歯が立たないと見て、言わば「切り札」としての役割を安里に期待したのである。また、何れにしろこの当時宮古群島は6ヵ月にわたって検事不在の状態が続いており、このような場合は八重山群島より呼び寄せざるを得ないと言う事情もあった。

ところが、ヘイズ軍政官は20日になって下地の訴願を却下し次の市長選に出馬しないよう指示するとともに、民政府によって続けられていた下地の背任容疑の取調べも中止するよう命令し、これにより事態は収拾された<sup>97)</sup>。

なお、平良市議会による下地市長不信任案可決、下地による市議会解散、および「市町村制」第64条に基づく具志堅知事による下地の市長職からの罷免については、沖縄群島においても新聞報道がなされている。一連の事態が何れも米軍政下「琉球弧」初であったことと、10月29日より軍財産管理権侵害容疑で仲本為美那霸市長の取調べが進んでおり下地と同様な形で市長職から罷免される可能性もあったことから<sup>98)</sup>、一定の関心を寄せられ

96) 戦前の日本においては区裁判所検事局検事の事務は警察官でも扱えたことが制度上残存していた。

97) 注94と同じ。

98) 「那霸市長と助役 軍財産管理権侵害の容疑で拘留」、『沖縄タイムス』1949年11月1日。結局、志喜屋孝信沖縄民政府知事が11月1日に召集した地方自治委員会の審議の結果、「市町村制」第64条の規定により同日付で仲本市長の罷免が決定した。なお、仲本と同じ容疑で取調べを受けていた又吉嘉栄助役と公金横領事件で検挙された高良亀五郎収入役も、「市町村制」第78条および第83条の規定により同じ11月1日に嘉数世隆市長代理・庶務課長が罷免しており、那霸市は三役が全て空席という異常事態となった。詳しくは「地方自治委員会を召集 仲本那霸市長罷免さる 軍財産管理権その他不正判明」、『うるま新報』1949年11月2日（那霸市企画室市史編集室編『那霸市史 資料篇第3巻3 戦後新聞集成I』那霸市企画室市史編集室、1978年所収）同書203頁。「那霸市長以下三役罷免」、『沖

ていたようである。各紙ともいわゆるベタ記事で小さな扱いではあるが、『沖縄タイムス』は二度にわたっており、まず9月29日付では、「宮古より民行政課への連絡によれば、宮古平良市の市議が公約不履行、部下吏員の統制がないなどの理由で市長下地敏之氏に対し不信任状をつきつけたため、市長は市町村制により解散を命じたが、一方具志堅宮古知事は下地市長を不適任としてその罷免について地方自治委員会に付しており之に平行して選挙準備も進められているとも云われ成行は注目されている」と伝えている<sup>99)</sup>。また、11月1日付では「宮古郡平良市長下地敏之氏は市町村制第九一条により九月五日平良市会を解散したので十月八日議員選挙が行われたが新議員は与党一〇、野党一二、中立二である。一方具志堅知事は十月五日市町村制第六十四条により地方自治委員会の議決を経て下地市長を罷免、助役池間昌増氏が市長代理を務めているが十一月十五日市長選挙を行う予定である。なお今のところ市長候補には西原雅一氏が噂に上っている」としている<sup>100)</sup>。さらに、『うるま新報』は11月2日付のみであるが、「議会からの辞職要求に対して逆に議会解散を命じて世間をあつといわせた宮古平良市の議員選挙は去る9日行われ自由党（野党派）十六 市長派九、中立五で反市長派が過半数を占めたが知事は地方自治委員会の議決を得て下地氏を罷免した」とこれまでの経過をまとめてごく簡潔に報じている<sup>101)</sup>。

根本的には、民意に拠っている「公選による市長」を民意に拠っていない「米軍政府任命による民政府知事」が罷免することは大いに疑問である。「市町村制」という軍政府指令において制度的に定められている地方自治委員会の答申に基づいているとはいえ、罷免権の発動については民主政治の原則から考えると最大限慎重でなければならないことは明らかである。この場合は、まずは出直し市議選の結果を見守ることが知事として取るべき

繩タイムス』1949年11月3日。

99) 「下地市長不信任問題 平良市会解散」、『沖縄タイムス』1949年9月29日。

100) 「宮古 平良市 下地市長 罷免さる」、同上紙1949年11月1日。

101) 「下地氏 罷免」、『うるま新報』1949年11月2日。

き態度であろう。また、下地市政の混乱が軍政（府）に対する大きな脅威となっていたとも思われないので、軍政官の幾度かの介入も妥当性を欠いている。よって、軍政府・民政府ともに「自治」を軽視していると言わざるを得ないし、政治行政運営の否定し得ない原則であるはずの「民主化」の内実を問われる事件であるといえる。

### III. 「旧勢力」による宮古自由党の結成と平良市議・市長選挙

さて、このように下地敏之の市長職をめぐる「旧勢力」と「『革新』政党勢力」との一連のせめぎ合いが地方自治委員会に持ち込まれるなか、1949年9月18日に前者を統一した政党である自由党が結成された。

1948年3月26日付の『宮古タイムス』は、「今度の市町村長並びに市町村会議員の公選を機会に新党結成の機運は醸成されつつあり、即ち民主主義政治が党を主体とする性格を有している立前から必然的に新党は結成さるべきであるとした、「之迄の党にあきたらぬ有力人材」による新党結成の動きを報じている<sup>102)</sup>。これが「旧勢力」による新党結成のそもそもの端緒と思われるが、詳細は不明である。

「旧勢力」による自由党結成へ直接的につながる動きは、1948年後半から頭をもたげ、有志の間で度々会合がもたれていた。平良市において下地市長ら市当局と野党優勢な市会との間に対立が深まっていった時期である。そして年末にはこの動きはかなりの進捗を見せ、12月10日付の『みやこ新報』は、「巷間に伝えられる新党結成は気運既に塾<sup>ママ</sup>し発起人会も終り骨組もなった模様で近々準備委員会を開催正月頃には結成の運びとなる模様である」<sup>103)</sup>とその見通しを伝えている。

しかし、ここから先はなかなか順調に事が進まなかったようで、翌1949年1月20日、同じく『みやこ新報』が、「本年一月を期して結成すべく準

---

102) 「新党結成の気運 有力な人材網羅?」、『宮古タイムス』1948年3月26日。

103) 「新党結成 正月頃?」、『みやこ新報』1948年12月10日。

備中の新党は、宮古全島を網羅するだけに慎重に慎重を重ね、綱領政策を審議の為延期中の所いよいよ準備なり、今月中に準備委員会を開会し最後の打合わせをなし、来月初旬には結党大会を開催する模様である」<sup>104)</sup>と報じている。そして2月初旬に予定されていた結党大会は結局のところ開かれず、その後3月に宮古議會議員20名中15名によって「同志会」が結成され平良市議会議員野党側17名による「同志会」と合わせて新党の母体となっていく<sup>105)</sup>。

前述のように、この時期は群島レベルで「旧勢力」と「『革新』政党勢力」の対立がかつてないほど深まっており、後者が言論と運動の両面で前者を批判する活動を展開していた。2月には「『革新』政党勢力」のうちの民主党と社会党が、連名をもって『宮古公論』に「宮古議会に望む」とのタイトルで「旧勢力」の牙城であった議会を批判する言説を展開する一方、3月には「『革新』政党勢力」に近いゲスリング軍政官による具志堅知事辞職勧告を受けて前記の2政党に人民共和党を加えた3政党が、「旧勢力」が頭に戴いていた具志堅の打倒を目指す「人民大会」を開催したのである。

1948年後半以降、「旧勢力」を大同団結するかたちでの新党結成が漸進的乍ら具体化していった背景には、「旧勢力」と「『革新』政党勢力」との対立の深まりと、後者によって推し進められた前者を批判する活動の盛り上がりに対する危機感があった。

ところで、1949年3月には、こうした対立の深まりと危機感に促される形で「旧勢力」に属する青年らによって前述の民政青年研究会が結成され、「『革新』政党勢力」に対抗する活動を展開したが、一方では新党の政策綱領草案の作成を担うこととなった<sup>106)</sup>。

104) 「新党結成 来月初旬頃？」、同上紙1949年1月20日。

105) 「全郡的同志会結成の氣運溢る」、『宮古タイムス』1949年3月21日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書180頁。

106) 以下の民政青年研究会についての記述は、真喜屋惠義『原郷～まほろば』私家版、2003年、100－104頁に多くを負っている。

同研究会は20人ほどの規模で、「民主主義という熱病に取りつかれたよう夜更けまで議論」をしていた民政府の青年職員を中心とするグループであり、民政府官房勤務の新里博一や農林部勤務の宜保定良といった自然消滅してしまった青年党のメンバーの一部も合流していた。「軍国全体主義の否定から民主主義が根付いたあの宮古の将来像をどう描くか、政治をどうするかなどについて持論をぶつけ合い、機関紙も発行した」という。

政策綱領を起草するに際して「幅広い宮古の保守勢力の結集を意図した」というリーダーの真喜屋恵義<sup>107)</sup>によれば、対立関係にある「『革新』政党勢力」は「旧勢力の打倒を掲げて、旧体制・制度を革新するための結集にほかならず、新たな民主主義、資本主義への世替わりを目指していた」が、彼の基本的な考えも「旧勢力の打倒」を除いてそれとほとんど同様であった。

このように「『革新』政党勢力」とほぼ共通の思想的基盤を有していた真喜屋は、「まず民政各部門での一大刷新を図り、人心を一新して、あらゆる政界駆け引きを排し、政治の明朗化を求めた大会決議文を仕上げた」うえで、「民主主義政治の確立を目指して自由を主張し、産業の合理化と振興を図るなどとした政策綱領をほぼまとめ上げた」ものの、「経済政策をうたう主義、主張の一点だけについて深く悩んだ」という。

それは、「新保守」という彼らの自己規定から、これまでの経済政策としての自由主義経済が新時代に相応しくないものと捉えられ、それを正面から打ち出すことがはばかられたという事情があった。真喜屋は、新党結党大会が押し迫るなか「わらにもすがる思いで」宮古中学校の恩師であった与儀達敏民政府副知事兼総務部長に「自由主義を打ち出そうとしても、従来の保守と変わらないとして、若い者が受け入れない。そうするともう

---

107) 技術者・公務員。1916年平良町字東仲宗根（現平良市）生まれ。台北帝国大学理農学部卒。戦前は台湾にて社員として大日本製糖に入社し3ヵ月勤務したところで軍に召集された。戦後は1947年に宮古へ引揚げ、民政府産業試験場長を務めるかたわら宮古高校にて英語の教鞭を取った。

一つの社会主義経済になってしまう」と相談した。

これに対して、与儀は「社会政策を基調とする自由主義経済の発展を確立する」路線をとるよう真喜屋に示唆した。真喜屋は「これでは文面を縮めただけ」で「社会主義経済と全く同じ」ではないかと不平をいったが、与儀から「政党の政策や綱領を起草する参考書のようなもの」を渡されて読むようすすめられ、「その日から三日間一心不乱に読み続けた」という。

そうすると、現実の経済は自由主義のみではなく加えるに「社会的な政策の展開で人々の営みが成り立っている」ことがわかり、「社会主義の良さを取り入れて、現実に即した政策を実践する自由主義経済」路線をとることを決意するに至った。

その結果、「労働者階級を主人公にした民主的な社会主義を目指すものではなく、労働者も国民であり、国民が主人公である」という精神のもと、「決議には『共産思想を排撃し、自由主義思想の涵養を期す』と記すとともに、政策綱領には『社会制度の理想的建設を促進し、平和郷土の実現を期す』とうたったうえで、米軍政との協調路線を鮮明にした」という。

一方、9月12日には30名からなる新党の設立準備委員会（発起人会）が開催され、綱領や政策が協議された。また、14日までの段階で、18日に結党大会が開催されること、党名は「自由党」と命名されるようであること、党幹部には委員長の西原雅一<sup>108)</sup>、幹事長の嵩原恵典<sup>109)</sup>ら6名が推される模様であること、各市町村に支部と支部長が置かれる予定であること、そして共産主義を排撃し民主主義政治の確立を期すと主張されることが明らかにされている<sup>110)</sup>。

108) 医師・政治家。1892年平良間切前里添（現伊良部町）生まれ。熊本医学専門学校卒。戦前は平良や伊良部など各地で開業医として地域医療に従事し、1935年伊良部村長に就任。さらに37年から2期県議を務め副議長も経験した。他に宮古郡医師会長や水産会長を歴任。戦後は1946年10月に支庁長に就任したものの翌年2月に辞任していた。

109) 医師・公務員。1908年平良村字西里（現平良市）生まれ。平良市の初代市長である重夫の長男。台北医学専門学校卒。戦前は那覇市元順病院勤務を経て平良町にて開業のかたわら、宮古体育協会副会長や共栄相互銀行取締役などを務めた。戦後は宮古郡医師会長として医療体制整備に尽力する一方、1947年5月民政府公衆衛生部長に就任した。

110) 「新党結成の気運熟す　自由党設立準備委員会開催」、『みやこ新報』1949年9月13日。

9月18日には太平劇場を会場にして予定通り自由党の結党大会が開催され、民政青年研究会、とりわけそのリーダーの真喜屋恵義によって起草された決議、綱領、そして政策が採択された。決議と綱領はそれぞれ5項目、そして政策は5分野26項目に上っていた。大会にはヘイズ軍政官と具志堅知事という軍民両政府トップを始めとする来賓臨席のもと党員500名が参集した盛大なものであった。その様子を『宮古タイムス』は「先ず嵩原惠典氏の開会の辞、<sup>あらぐすくまつお</sup>新城松雄<sup>111)</sup> 氏の経過報告につづいて、座長に玉城玄教<sup>たまきげんきょう</sup><sup>112)</sup> 氏が推薦され、綱領政策、党則を審議、全員異議なく可決、役員選挙が行われて、西原雅一氏が総裁に就任、西原総裁の挨拶、宣言決議等が行われて、ヘイズ軍政官、具志堅知事の祝辞があり、真喜屋恵義、玉城玄教両氏の烈々たる政見発表があつて式を閉じ祝宴に移った」と伝えている<sup>113)</sup>。

自由党の場合は綱領よりも決議の方が、党としてのアクチュアルな立場を良く示しており、決議は「一、我党は民政各部面に亘る一大刷新を断行し、以って人心の一新を期す」で始まっている。「『革新』政党勢力」を「一、我党は独善的偽装民主主義勢力の打倒を期す」および「一、我党は共産思想を排撃し、自由主義思想の涵養を期す」と攻撃しているが、後者には冷戦の影を見る 것도できるであろう。また、経済面で社会主義的統制志向を持っていた「『革新』政党勢力」に対抗して、「一、我党は個人の創意工夫を啓発し、以って産業経済の自由発達の助長を期す」とその姿勢を明らかにしている。さらに、民主主義思想が急速な広がりを見せそれとともに戦前以来の政争に不満を強めていた青年層一般には「一、我党は

---

「自由党誕生 十八日結成大会 総裁に西原雅一氏?」、『宮古タイムス』1949年9月14日。

111) 事業家（新聞業）。1902年砂川間切新城村（現城辺町）生まれ。県立一中を中退したとされるが詳細は不明。戦前は城辺村役場勤務を経て同村議を1期務める。戦後は1945年12月に『みやこ新報』を創刊し編集発行印刷人となる。

112) 公務員・政治家。1901年下地間切上地村（現下地町）生まれ。戦前は近衛兵として軍務について後1925年下地村役場書記に採用され、同村の収入役や助役を歴任しさらに沖縄県雇に登用された。戦後は1946年2月に郡会議員に就任し、翌年には下地村農業協同組合初代組合長も兼務した。

113) 「自由党力強く発足」、『宮古タイムス』1949年9月20日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書177-178頁。

あらゆる政界駆引を排し、政治の明朗化を期す」と訴えている。

次に綱領と政策について見てみよう。まず前者は、「一、民主主義政治の確立を期し、世界人としての自由を主張す」「一、社会政策を基調とする自由主義経済の確立を期す」「一、産業の合理化と振興を期す」「一、世界文化の導入を図り文化水準の向上を期す」および「一、社会制度の理想的建設を促進し平和郷土の実現を期す」である。

次に後者については、分野としては「一、政策」「二、経済」「三、産業」「四、文化」および「五、社会」に分かれている。「一」はその冒頭で「1、軍政に対する協力」とその基本姿勢を明らかにし、以下「2、三権分立の実現」「3、行政制度の刷新と組織的運営」、そして「4、司法制度整備強化」と続いている。「二」においては「1、自由財政確立の促進」「2、貿易の促進」「3、税制の改革」「4、通貨対策の実現」「5、物価安定対策の実現」および「6、庶民金融機関の整備強化」が、「三」においては「1、民間企業の助長」「2、農業の科学化」「3、水産業の多角形化」「4、各種工業の振興」「5、農漁村経済の再建」および「6、産業団体の整備強化」が挙げられている。「四」においては「1、文化諸制度の整備拡充」「2、教育制度運営の刷新」「3、育英事業の推進」そして「4、科学教育並びに公民教育の普及徹底」が掲げられ、「五」においてはまず「1、共産思想の排撃」が挙げられており、他に「2、青年並に婦人の社会的地位の向上」「3、社会諸組織の整備拡充」「4、計画的移民政策による人口問題の解決」「5、健全なる農民運動並に労働運動の助長」そして「6、衛生思想の涵養並に諸施設の整備」が訴えられている<sup>114)</sup>。

西原総裁以下の役員は、幹事長に嵩原恵典が就いた他、総務として宮古群島各市町村から40名が選出された。40名の総務の内訳は平良市14名、城辺町7名、下地町6名、上野村5名、伊良部村5名、および多良間村3名

---

114) 「共産主義を排撃、力強く響く宣言決議」、『宮古タイムス』1949年9月20日（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書177-178頁。

であり、与儀副知事兼総務部長ら民政府高官、高里景親議員（城辺町選出）ら議會議員、与那覇金一郎下地村長ら各町村の首長、そして下地好雄上野村議ら各市町村議會議員ら地域リーダーが網羅されており、「宮古の安定勢力」というに相応しい陣容であった<sup>115)</sup>。平良市選出の総務には民主党執行委員だった下地徹前平良市助役も名を連ねているが、彼はもともと「旧勢力」側の人物だったものが古巣に帰ってきた格好となっている。これは人的な関係で政党間の移動が容易に行われた当時の「政党政治」を象徴的に表していよう。

このように、自由党は「旧勢力」の大同団結したもので、群島レベルでは「民政府与党」であり、市町村レベルでは平良市と伊良部町を除く「各町村与党」であった。意外なことに、「旧勢力」の中心に位置する具志堅民政府知事は自由党のいかなる役職にも就いていない。その背景には戦前の政党政治、わけてもその凄まじい権力闘争とその余波であるいわゆる「政党人事」を警察官としてつぶさに見てきた彼の政党に対する数々の記憶があったものと思われる<sup>116)</sup>。戦前期の県職員、特に警察官や教員は「政党人事」に文字通り翻弄されたのである。現実的な政治判断としても、激しい宮古群島の政争を押さえ込むために陸軍政府司令部と沖縄民政府、とりわけ又吉康和民政府副知事によって送り込まれてきた具志堅は、軍政官と同様の「フリーハンド」を維持し権力基盤をさらに安定化するにはこの方が得策と考えたのであろう。

さて、自由党が最初に直面したのは、下地市長の解散による1949年10月8日の平良市議選であった。同党結成の直接的な契機はこの市議選であるといえる。言い換えれば、「旧勢力」が市議選を戦うための態勢作りが自由党結成の第一の目的であった。

この平良市議選は、地方自治委員会による下地市政についての調査と並

---

115) 「自由党役員」、『宮古タイムス』1949年9月23日（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書178-179頁。

116) こうした「政党人事」の実態については、具志堅・前掲注40『なにくそやるぞ』43-47、52-55頁を参照。

行する形で選挙運動が展開された。9月26日に告示が行われ選挙戦に入つたが、新党結成で意氣の上がる野党即ち自由党は翌27日に幹部会を開催し、同党「公認」として定員30名のところ21名の候補者擁立を決定した<sup>117)</sup>。順調に選挙戦のスタートを切った野党（自由党）に対して、与党（敏之派）は過半数を2人上回るだけの18名の候補者を擁立できたに止まった<sup>118)</sup>。野党は「旧勢力」を大同団結した求心力のある組織であったが、与党は「敏之派」という通称からも分かるように民主党を中心とする「『革新』政党勢力」を基盤としているものの統一した組織に欠け求心力も乏しかった。

選挙戦は10月に入るといよいよ過熱した。10月2日付の『宮古タイムス』は、「三十日に兼村蒲一が最後の届け出を終って愈々市會議員立候補者は四十二名に達しここに噂の人々は全部出揃った。かくて各候補共必至の猛運動を展開している」と報じている<sup>119)</sup>。また、同じく5日付の『宮古タイムス』は具体的に、「運動の最も激しいところは矢張り市内で市内の東部および北部は愈々白熱戦を演じ殊に市長の地盤である北部では自由党真喜屋恵義君の立候補によってその地盤の切崩しが行われ最も激烈を極めている。又久松方面も六名の立候補で猛烈な獲得戦に終始している。これに引きかえ池間では全く無風状態で三名の当選は確固の模様」と伝えた<sup>120)</sup>。ここで挙げられた真喜屋恵義は、先に言及した民政青年研究会のリーダーであったが、その真喜屋宅と真喜屋の選挙事務長である下地玄幸宅に投石騒ぎがあったり<sup>121)</sup>、地元紙上において与野党の中傷合戦が行われそれにハンセン病療養所である南静園の入所者が巻き込まれたりと<sup>122)</sup>、泥仕合の様相

117) 「自由党公認候補者二十名決定」、『みやこ新報』1949年9月28日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書166頁。この記事の見出しでは20人となっているが、挙げられているのは21人である。

118) 「野党陣営の勝利 決定的と見らる 野党二〇与党一八中立四」、『みやこ新報』1949年10月2日。

119) 「立候補四十二名 市議選愈々高潮」、『宮古タイムス』1949年10月2日。

120) 「投票あと四日 市議選猛運動展開」、同上紙1949年10月5日。ここで言う「市内」とは、平良市の「都市部」という意味である。

121) 「真喜屋候補宅に投石 亂暴漢の取締要望」、『宮古タイムス』1949年10月5日。

122) 「どの政党を選ぶか 南静園の僚反に訊く」、『宮古公論』1949年10月3日。「民主党

を見せていた。

自由党は連日、選挙対策本部となっていた西原総裁の自宅兼病院において選挙対策委員会を開催して対策を練っており、「目標を廿一名の公認候補を全部議政壇上に送り出すべく全力を傾注しているが、最悪の場合でも十八名獲得は動かぬものとして満々たる自信を示して」いた。一方、この選挙を「官僚的特権階級と一般大衆との戦い」と位置付けていた与党は、民主党の山内朝二幹事長宅を選挙対策本部として下地市長を中心に「先ず十六名獲得を目指して連日猛運動を行っているが、（中略）勢力伯仲と見て十六名乃至十五名を獲得することに目標を置いている」ようであった<sup>123)</sup>。

地元各紙は選挙予想報道を繰り広げ、民主党機関紙『宮古公論』以外の3紙は自由党の優勢を伝えている。順に見てみると、まず、10月2日付の『宮古タイムス』は「自由党の過半数獲得は決定的」と報じ<sup>124)</sup>、同日付の『みやこ新報』は「当選確実とみられる者の内野党伊志嶺玄良氏等十七名与党砂川玄令氏等四□中立二名あと七名が確定圏外であり野党陣営の勝利は確実とみられている」と踏み込んだ予想をしている<sup>125)</sup>。また、10月4日付の『宮古民友新聞』は「大勢は目下のところ野党（自由党）側に有利に展開しているようで自由党の優勢は動かぬものと見られる」と評している<sup>126)</sup>。

以上の3紙のうち『宮古タイムス』と『みやこ新報』はこの時期には自由党支持を鮮明に打ち出しておりその点は割り引いて考えなければならないものの、少なくとも自由党が優位に立って選挙戦を戦っていることは衆目の一致するところであったようである。

一方、10月7日付の『宮古公論』は「勢力伯仲して予断を許さぬものがあり、いずれも吾党の大勝を宣伝しておるが案外市民がその宣伝に乗らず

---

のズルサ 南静園庶務課長談」、『宮古タイムス』1949年10月5日。

123) 「審判の日迫る 野党の優勢動かぬか」、『宮古民友新聞』1949年10月4日。

124) 「立候補四十二名 市議選愈々高潮」、『宮古タイムス』1949年10月2日。

125) 注118と同じ。

126) 注123と同じ。

正しい判断のもとに人物本位に動いている状況もまた見のがせないものが  
あり「或は不動を誇る候補に意外な番狂わせを演ずると見る向きもあって  
予測し難い情勢にある」と書いており<sup>127)</sup>、はしなくも民主党、ひいては与  
党側の苦しい戦いぶりを示唆するものとなっていた。なお、当選には300  
票以上必要であると言われた。

前述の真喜屋恵義は次のように回想している。真喜屋は下地市長の地盤  
であった北学区から自由党公認として立候補したが、同党の選挙対策本部  
となっていた西原総裁の自宅兼病院において西原ら長老組の「勝てない。  
北学区から誰か一人出ないとだめだ」という歎きの声を聞きこれに対して  
立候補を買って出たことがきっかけであったという。当初は反対した父親  
を石原雅太郎元平良町長が説得しての出馬であった。後援会長は砂川恵一  
元平良町長が引き受けてくれたものの「下地市長の牙城は強固でなかなか  
切り崩せず」に苦慮した。後援会長のつてで方々の家を訪ねることが出来  
たが、台北帝大理農学部卒で弱冠33歳の真喜屋には「大学を出たらそんな  
ことをしないよ」とか「お父さんを出しなさい、お父さんがいいよ」とい  
う反応があったという。選挙資金は測量技師であった父親が頼りで、その  
仕事上つながりのあった人らの支援を仰ぎ、また父親自身も知り合いの業  
者らに頭を下げて回った。父親のいとこの夫であった後援会選挙事務長の  
下地玄幸は、兄と弟の二人を平良町議に送り出した経験を有していたが、  
情勢の厳しさにその表情は冴えなかったという。平良市内を運動に駆けず  
り回った真喜屋支持の若者も北学区に手づるがないと慨嘆した。しかし、  
投票日翌日に行われた開票の結果30人中29番目で辛くも当選を果たしてい  
る<sup>128)</sup>。

真喜屋が触れている戸別訪問については、「昨年の選挙ではあまり集団的戸別訪問は見受けられなかつたが、今度の選挙からはアチラコチラで流  
行っているようである。中には親戚縁者は元より一族郎党引きつれて廿名、

127) 「愈々明日投票だ！ 予断を許さぬ伯仲勢力」、『宮古公論』1949年10月7日。

128) 真喜屋・前掲注106『原郷～まほろば』105-110頁。

卅名と集団デモ宜しく大挙個別訪問するのも居るようで、気の弱い人を吃驚させるのには十分である」とその様子の一端が報じられている<sup>129)</sup>。

こうして42名の候補者が30の椅子を争った市議選は10月8日に施行され、投票率90.1%で1948年3月に施行された前回との差は0.1%のマイナスとなり、前職が18人と全体の6割を占めた。自由党が過半数の16名を獲得して勝利したものの選挙前から1名を減らしている。敏之派は9名に止まり2名の減となった。このように「与野党」ともに勢力を減少させるなかで中立が3名増の5名となっている。これは、泥沼化してしまった激しい政争に対する市民の批判票が少なからず存在しそれが中立候補に集まったものと考えられる。自由党の勝利は疑えないがその勢いはそれほど強力なものではなかったこと、人的なつながりによって維持されている側面の強い敏之派の力は侮れないこと、そして政争への反発が確実に存在したことこの選挙の特徴としてあげることができよう<sup>130)</sup>。

なお、この選挙では、1年7ヵ月前に実施された前回の市議選の際に涙を呑んだ盛島明秀が見事7位当選を果たしている。自然消滅してしまった青年党の党首であった盛島は敏之派として当選したが、これを振り出しに政治家生活を送ることとなった。また、戦前期に京阪神で労働運動に従事した伊志嶺朝茂も敏之派として18位で当選している。また、自由党では解散前の正副議長であった伊志嶺玄良と下地淳一がそれぞれ14位と11位で議席を守っている。宮古婦人同志会から推された大山キクは唯一の女性候補として健闘したが33位に止まり落選、2名いた女性議員はゼロとなってしまった。

次に市長選挙を見てみよう。市議選の3日前に具志堅知事によって下地敏之は市長を罷免されていた。下地はこれを不服としてヘイズ軍政官に嘆願書を提出したものの逆に具志堅知事から背任容疑をかけられ政治的に葬

---

129) 注123と同じ。

130) 「市議選挙當選者決定す」、『宮古タイムス』1949年10月10日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書180-181頁。

り去られようとしたが、ヘイズは下地の訴えを却下するとともに民政府によって続けられていた背任容疑での関係者への取調べの中止と下地による次の市長選への不出馬を指示したことは前述した通りであった。

また、前里秀栄は1949年4月に「公職追放」されて事実上政治活動の停止に追い込まれ、さらに翌5月にはそれまで行動を共にしてきた「友党」でありかつ「古巣」の社会党からも「絶縁」を声明されていたことも前述の通りである。

さらに1949年10月20日には、下地や前里ら「『革新』政党勢力」の動きを牽制するかのように、1948年1月19日に発出された米国軍政府指令第7号「八重山・宮古列島の市町村長および議員の選挙」添付の「市町村会議員及市町村長選挙法」第2条の欠格問題に関する軍政府の新解釈が発表された<sup>131)</sup>。この新解釈は、第2条に挙げられた欠格条件すなわち「(一) 1ヶ月以上の刑に処せられたもの」「(二) 罰金五百円以上の刑に処せられたもの」「(三) 刑の執行中のもの」および「(四) 刑の執行猶予中のもの」に当たる人物については、同法にそれを許す規定がないため復権を認めないというものであった。そうすると、過去に実施された選挙、例えば1948年3月の市町村長・市町村会議員選挙も無効となってしまい選挙のやり直しをしなければならないことになったり、選挙人のうち戦前こうした刑に処せられて既に復権している者は無期限で選挙権が無くなることとなる。こうした欠陥については、この解釈を11月1日より「選挙人に関する限り公平にすべての選挙に適用」し、かつ「過去における如何なる選挙にも適用せざる」ようにすることで前者についてはその是正を図っていた。しかし、後者についてはそのような措置はなされていない。唐突にも見えるこの新解釈は、実のところ1948年3月の平良市長選挙の際に舌禍事件で逮捕され懲役90日の実刑判決を受け欠格条件の(二)に当たはまった前里の政治活動を完全に封じ込める意図から出たものであろうと思われる。

---

131) 「復権は認められない、選挙法第二条新解釈」、『宮古タイムス』1949年10月23日（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書181-182頁。

このように、「『革新』政党勢力」の二枚看板で親戚でもあった下地と前里は、ともに客観的には動くに動けない状況にあり同勢力の市長候補選びは困難を極めた。10月30日付の『宮古民友新聞』は、「『革新』政党勢力を意味する「敏之、前里ライン」の候補者は「未だハッキリしないようで或いは意外なダークホース的的人物が飛び出して来るのではないかと見られる」と候補者選びの混迷ぶりを報じている<sup>132)</sup>。

ところが、「天下の奇人」と評された前里は、自分には公民権があると独自に判断して<sup>133)</sup>告示翌日の11月9日に立候補を届け出て受理された。前里には公民権、すなわち選挙権と被選挙権はなかったものの、「選挙管理委員会は公民権のない場合の届出の処理に疑問を持ち、民政府へ疑義の問い合わせをしたが、一応は届出を受理するのが穩当であるとして処理し十日に届出告示をした」という<sup>134)</sup>。「市町村会議員及市町村長選挙法」第42条5によれば、選挙管理委員会は立候補の届け出があれば直ちにその旨を告示しなければならず、その届を却下したりあるいは告示を拒むことを許す文言はない<sup>135)</sup>。公民権、この場合は被選挙権のない人物が立候補を届け出た場合も告示をしなければならないのである。しかし、被選挙権のない人物に投じられた票は無効となるので、こうした届け出とその後の選挙運動には選挙を混乱させる他に実質的な意義はないと言える。

これに対して民主党の候補者決定は投票日1週間前までずれ込んだ。11

---

132) 「市長候補未定」、『宮古民友新聞』1949年10月30日。

133) 前里は後に自らその理由を公にしている。①酒造禁止令違反罪では懲役90日の有罪判決であったが、この判決によっては1日でも刑を受けていないこと、②酒造禁止令は1948年4月1日に廃止となったので判決の効力が自然消滅したこと、③1948年3月から5月にかけての90日にわたった刑務所入りは、無罪判決を下された軍政府の政策非難罪と裁判を受けたことのない選挙法違反企図教唆罪によるもので、無罪になった罪や裁判を受けた事のない罪で刑務所に繋がれても罪人とはならず、不法監禁であること、④仮に判決罪名の酒造禁止令違反罪で刑を受けたとしても同罪は1948年4月1日に廃止になったので刑に服したと言える期間は1ヵ月に満たないこと。以上の理由から公民権、ここでは選挙権という言葉を用いているが実質的にはそのなかの被選挙権はあると主張している。「前里秀栄に選挙権ありとの説明」(広告)、『みやこ新報』1949年11月16日。

134) 平良・前掲注20「戦後新聞の周辺 人間的な息吹の所産として」111、前掲紙1973年3月1日。

135) 沖縄戦後選挙史編集委員会編『沖縄戦後選挙史 第一巻』沖縄県町村会、1983年、78頁。

月3日付の同党機関紙『宮古公論』は、「各政党は候補者難のようにうわさされているが、市民としては必ずしも政党人を市長に擁立しなければならない理由はないはずだ。市の現状から見た場合、かえって政党色濃厚なる人物を市長に選出した場合は党派的な対立抗争をなし 従来よりも市政を混乱に陥らしめるおそれがあることはあきらかである。故にこの際政党に關係のない手腕力量のある新人を擁立して市政の党争化を防止することが急務ではなかろうか」と論じている<sup>136)</sup>。これはいわゆる「理想選挙」の推進を提唱したもので、自由党支持を鮮明に打ち出していた『みやこ新報』も11月4日付の社説で同様の主張をしている<sup>137)</sup>。

その後、11月5日の下地前市長民主党委員長辞任報道<sup>138)</sup>、8日の告示、そして9日の前里立候補届け出を経た10日付の『みやこ新報』は、新しく民主党委員長となった山内朝二のインタビュー記事を掲載している<sup>139)</sup>。そこで山内は「如何なる人が自由党から出馬しても民主党としては理想選挙を行う意思はなく必ず民主党から出す気持ちだ。（中略）あちこち打診してみたが条件が揃わず困っている。政党政治であるから西原氏も総裁として出馬を拒むわけには行かないだろう」とした上で、記者から「然らば民主党は人物難だったら今の委員長の意見からすればもっともあなたが出るのが至当だと思うが」と水を向けられると「やむを得ないときは仕方がない。然し明日執行委員会があるからその時決定する筈。恵敷、福嶺 玄令 池村恵信 富山氏等はいやだといっている」と「率直に」語っている。

ここで言及された執行委員会は11月10日に山内委員長宅において開催され、審議の結果これまでどの陣営からであれ出馬そのものを否定する発言をしていた福嶺紀仁<sup>ふくみね きじん</sup>を敢えて第1候補とし、下地市政時代の与党議員であった高嶺博昭を第2候補と決定したが、後者の高嶺が有力と見られていた<sup>140)</sup>。

136) 「社説 市長に新人を選出せよ」、『宮古公論』1949年11月3日。

137) 「社説 市民幸福の為 理想選挙を」、『みやこ新報』1949年11月4日。

138) 「敏之氏、民主党委員長を辞任」、『宮古タイムス』1949年11月5日。

139) 「民主党委員長 率直に語る」、『みやこ新報』1949年11月10日。

140) 「市長候補未決定 自由党池村恒章 民主党高嶺博昭 両者有力」、同上紙1949年11月

この他にも候補者問題の打ち合わせをはじめとする数度の協議会を開催し、13日付の『みやこ新報』が民主自由の両陣営とも「現下南西諸島の状況からして理想選挙が妥当であるとの意見が多くなりつつあり市民もこれが多數のようである」と報ずるなか、結局のところ14日に「議會議員にも落選したしその柄でない」と渋っていた高嶺が「前里氏との合体を予想して断固出馬すること」にしたため候補者に決定し、同日立候補を届け出た<sup>141)</sup>。

1ヵ月ほど前の市議選で落選した与党議員であった高嶺は、嵩原市政時代に収入役を務めた経験も有し、温厚な性格を知られ人望もかなり厚かった。

なお、11月13日付の『宮古公論』は、「今更政党政治を否認するものではない」としつつ過去における市議会の混乱振りを批判し「平良市においても政党政派を超越し市会議員並びに政党幹部が中心となって党色のない第三者を擁立し、理想選挙を実現してほしい」と再び「理想選挙」論を展開している。また、同日の別の記事では、「民主、自由両党の候補者は未だ出ていない」ことを先ず確認し、次いで「一部の消息通の話」とした上で、「自由党では党外の第三者を市長に推すのではないかと見られ、これに対して民主党でも第三者の問題については相当関心をもっており、第三者候補者の人物の如何によっては協力して推すのではないかと見られるが、今のところはっきりしたことは分からぬようである。第三者候補としては砂川恵敷氏、池村恵信氏の両氏に白羽の矢が立てられているが両者の中何れかが両党の第三者候補として出るのではないかと見られる」と報じている<sup>142)</sup>。

これらの記事から、『宮古公論』が2度にわたって「理想選挙」を唱えたことは単なる候補者難からではなく、民主党が劣勢をよく認識し告示前からぎりぎりまで自由党との統一候補擁立を一つの選択肢として模索して

---

13日。

141) 平良・前掲注20「戦後新聞の周辺 人間的な息吹の所産として」111、前掲紙1973年3月1日。「自由党より石原氏出馬 当選確実と見らる 前里氏最後まで頑張る」、『みやこ新報』1949年11月16日。

142) 「社説 市長選挙は 理想選挙で」、「民主、自由党とも 党外候補擁立か 各党立候補者難に喘ぐ」、『宮古公論』1949年11月13日。

いたことがその背景にあったとみて良いであろう。

民主党からの高嶺の出馬を受けて前里は、「自分に犯罪があると言うが何故あるか判明せぬ。被選挙権がないと言うがその証拠がない。全く不可解だ、よって最後まで戦う。昨日高嶺氏は届を出したが敏之氏も推薦しているそうだが全くどうかしている。自分が民主党と合体するとデマをとばしているが全くけしからん。（中略）当面の敵は敏之、昌増氏である。彼らは犬だ！公民権がないから立候補したら軍政府より引っぱられると民主党は宣伝しているが馬鹿な話だ、民主党が私に合体するのがあたり前だ」と息巻いたという<sup>143)</sup>。

なお、社会党は、投票3日前の11月18日に委員会を開催し解散を決定しており、独自の候補者を擁立する力は残っていなかった。なお、選挙後の25日には砂川恵達幹事長によって解散届が提出されその2年余りの歴史に終止符を打った<sup>144)</sup>。

結局「『革新』政党勢力」からは、前里と高嶺の2名が立候補したのである。

一方、「旧勢力」による市長候補選びも困難を極めた。10月30日の『宮古民友新聞』は「自由党内の意向は結局東風平恵令、石原雅太郎の両氏に落付くのではないかと思われる節もあるが本人の固持にも拘らず嵩原重夫氏の返り咲きを唱える向きもあり一方には伊志嶺玄良氏の呼声もあるが最後的決定迄には若干の紆余曲折があろう」と報じている<sup>145)</sup>。そして11月4日付で、前述のように自由党支持を鮮明に打ち出していた『みやこ新報』が「理想選挙」の推進を提唱しており、自由党にもそうした民主党と同様の志向が存在したことを窺わせる。

11月8日には告示を迎えたが、この段階で下馬評に上っていたのは前述の東風平、石原、そして嵩原に加えて西原雅一と与儀達敏であったよう

143) 「最後迄闘う 秀栄氏語る」、『みやこ新報』1949年11月16日。

144) 「社会党解散」、『宮古タイムス』1949年11月29日（平良市史編さん委員会編・前掲注1 『平良市史 第五卷資料編3 戦後新聞集成』所収）同書183頁。

145) 注132と同じ。

ある<sup>146)</sup>。自由党は9日に選衡委員会を開催したものの結論を得ず、12日付の『宮古民友新聞』は、候補者選びについて「西原総裁一任となつたが、結局石原雅太郎氏か嵩原重夫氏に落付くのではないかと見られる」としている<sup>147)</sup>。ところが、石原と嵩原は共に固辞したため、11日に行われた同志議員の会合で宮古織物工業組合長の池村恒章を推すことに決定し、また青年幹部会合でも同じ池村を推すこととなって結局のところ総務会にこれを諮ることになった<sup>148)</sup>。13日、自由党は池村恒章に白羽の矢を立てることに決定して交渉したところ、挙党一致なら出馬を受けてもよいとの意向を引き出すことに成功した。こうして市長候補は池村に落ち着くかに思われたが、同じ13日の深夜になって党内情勢が急変、翌14日の朝に池村は立候補を取り消す旨を党本部に申し入れた。党内の青年層はあくまで池村でいく構えを見せており、複雑な党内事情を反映して最終決定まではさらなる混乱が予想された<sup>149)</sup>。

このように事態が混迷を深め出口がなかなか見えない中、11月13日付の『みやこ新報』と『宮古公論』は、前述のように「理想選挙」を唱えた。『みやこ新報』が2度にわたって、しかも1度目は1日違い（『宮古公論』が11月3日付で『みやこ新報』が翌4日付）、2度目は同日に『宮古公論』と同じく「理想選挙」を唱えたことは、自由党も混乱した平良市政を立て直すことは容易でないと考えて告示前からぎりぎりまで民主党との統一候補擁立を一つの選択肢として模索していたと思われる。立候補要請を固辞していた石原雅太郎は沖縄県師範学校の後輩である砂川恵敷民政府文教部長を擁立すべく運動したが、これも「理想選挙」を目指してのことであった。砂川であれば「旧勢力」のみならず「『革新』政党勢力」も一致できることみたのである。現職の民政府文教部長であり宮古群島内の各小学校長

146) 「後任市長選挙 愈よ廿一日施行 八日管理委員会が告示」、『宮古公論』1949年11月9日。

147) 「前里氏立候補 十日告示さる 市長選挙競争不可避」、『宮古民友新聞』1949年11月12日。

148) 注140に同じ。

149) 「石原、高嶺両氏 双方の市長候補決まる」、『宮古民友新聞』1949年11月15日。

を歴任した教育界最高クラスの人物だったこともさることながら、「『革新』政党勢力」のリーダーの1人であった結党時の社会党委員長の亀川恵信<sup>150)</sup>議会議員と従兄弟であり、かつ亀川の医師仲間で同勢力と近かった福嶺紀仁とは義兄弟という間柄であったのである。亀川と市長選候補者の1人である前里秀栄は沖縄県師範学校時代の同級生でともに社会党を結党した間柄であった<sup>151)</sup>。また、同勢力の「両巨頭」である下地敏之と前里秀栄とは親戚であった。血縁や同窓という人間関係を知り抜いた石原は砂川本人や周囲の説得にこれ努めたが、14日には民主党から高嶺博昭が立候補を届け出たため、「理想選挙」の芽は潰えた。

自由党はようやく15日に「山積した市問題の整理には老練の政治手腕を必要とする見地から」戦前既に県議や平良町長を歴任したベテランの石原雅太郎を公認候補として届け出た<sup>152)</sup>。前里に遅れること6日、高嶺の翌日となり、「宮古の安定勢力」を誇る自由党候補者が意外にも最後に名乗りを上げることとなったのである。党幹部は石原以外では勝てないと再三説得に努めたが、本人がこれに応じようとしなかったので子息の印鑑を借りて無断で立候補届を出してしまったという。石原は大いに困惑したが決意を固めると具志堅知事のもとに出向き協力を要請したところ快諾を得た。具志堅にしても間接的乍ら信を問われる選挙ということで、負けるわけにはいかなかったのである<sup>153)</sup>。

告示当初は低調であった選挙戦は3候補が出揃うと本格化した。この顔触れからすれば、「旧勢力」の全面的なバックアップを得たうえに戦前か

150) 医師・政治家。1897年砂川間切下里村（現平良市）生まれ。沖縄県師範学校本科一部卒。北海道帝国大学医学部卒。台北帝国大学大学院医学研究科修了。医学博士。戦前は東京帝国大学医学部内科副手を経て栃木県や北海道の病院に勤務するも帰郷し、1933年3月に平良町にて開業。1941年4月に台北帝国大学大学院へ入学し1944年3月に医学博士の学位を取得。その後台湾に残って台北市仁済病院長などを務め敗戦を迎えた。戦後は1946年2月に引き揚げ再び平良町にて開業した。1947年2月に宮古医師会長に就任し、同年10月の社会党結成に際して委員長となったが、1948年2月に辞任した。1947年5月より議会議員を務めた。

151) 松下仁『石原雅太郎伝』石原雅太郎氏顕彰会、1963年、203頁。

152) 注140に同じ。

153) 松下・前掲注151『石原雅太郎伝』204-205頁。

ら戦後にかけて町長として平良の政治に携わった豊富な経験を持つ石原が、その知名度を生かして終始優位に戦いを進め得るように見える。今回のような短期間の選挙戦では豊富な経験と高い知名度を有する候補が有利であることは疑いのないところであろう。

実際はそのような単純なものではなかった。選挙戦は進行するにつれて勢力伯仲状態となり予断を許さない情勢で推移した。石原は有力候補ではあったが一頭地を抜いているわけではなかったのである。しかし、前里が11月17日に突如立候補を断念して民主党に合流するという奇策を取るおよび石原に追い風が吹くこととなった。

前里のこの挙は1948年3月に行われた前回の市長選挙と同様の効果を狙つたものと思われ、「新人の魅力もあり医師七人も積極的に応援して善戦中」であった高嶺はその勢力を強化されることとなり当選は間違いないとの観測でもちきりとなった。しかし、「民主党とは一線を画す」として選挙戦に臨んでいた前里を支持する人々の「高嶺傘下入り」はうまくいかず、「『革新』政党勢力」全体が「総崩れの状態」となってしまった。

具体的には、前里の出身地であり戦前以来の地盤であった久松地区出身の「議会議員、有志、実行組合長、青年団幹部ら十七余名は連署して石原候補支持を鮮明にしたため情勢は逆転」し、「高嶺候補にとって逆効果」となってしまったのである<sup>154)</sup>。

事ここに至っては、石原は自らの持ち味を生かした選挙戦を進めればよかつた。

11月21日に行われた投票の結果は石原が6598票を獲得して当選した。高嶺は5564票に止まりその差は1034票であった。全般的に見た石原の勝因については、11月26日付の『宮古民友新聞』が的確な分析を加えているので紹介しよう<sup>155)</sup>。「イ、石原氏の人柄に対する市民の信頼が厚かったこと」「ロ、市会の絶対多数を擁する自由党議員を背景としていたこと」「ハ、

---

154) 注134と同じ。

155) 「石原氏に栄冠、高嶺氏敗る」、『宮古民友新聞』1949年11月26日（平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収）同書201－202頁。

度重なる市政の紛糾に飽きた市民が石原氏によって時局を收拾してもらいたいと希望する人が多かったこと」そして「ニ、運動が真剣で組織的に極めて巧妙であったこと。特に石原氏自身の戸別訪問や内会幹部を動かしたこと」。同紙は高嶺の敗因についても同様に分析している。「イ、高嶺氏を市民の大半が知らなかつたこと」「ロ、前里氏の合流や医師会の人々の運動がおくれたこと」「ハ、言論戦に重点を置いて潜行運動をおろそかにしたこと」そして「ニ、運動に指揮統一を欠き有力な味方議員が余り動かなかつたこと」。それにしても、1000票あまりの差しかなつたということは結果的には高嶺の善戦、ひいては「『革新』政党勢力」の底力を示したものと言えよう。この段階では「両勢力に大差はなかつた」と言えそうである。

一方、投票率は80%で前回の市長選よりもおよそ10%低下している。また、1ヵ月半前に施行された先の市議選と比べても10%の減である。投票率低下の原因は市長選と市議選との相違や悪天候による出足の悪さもさることながら、市民が市政の混乱に辟易し選挙への関心が全体的に低下したためであると思われる。

なお、この市長選についても、沖縄群島の新聞が報道している。『沖縄タイムス』紙は前述の11月1日付を始め5回も取り上げており、11月5日付は「近着の宮古タイムスによれば平良市長下地敏之氏の罷免に伴う後任市長選挙は十一月十日ごろといわれているが現在のところ福嶺紀仁氏の立候補も噂されている」としている<sup>156)</sup>。また、11月8日付は、「宮古平良市長選挙は早くも数名の立候補者の顔触れが噂されているが、西原雅一氏の主宰する自由党より推される人々として東風平恵令氏（現宮古民政府事業部長）石原雅太郎氏（元町長）西原雅一氏（元県議、現水連会長、医師）嵩原重夫氏（元市長）が挙げられそのうち東風平氏がもっとも有力視されており、一方前市長下地氏の率いる民主党は前里秀栄氏らと提携して医師福嶺紀仁氏（民政議員）砂川玄令氏（市議）のうち何れかを出馬させるべ

---

156) 「平良市長選挙」、『沖縄タイムス』1949年11月5日。

く動いている模様で双方の対立は相当の激戦を予想されている。なお選挙人名簿整理のため投票期日は今月末頃になる模様」と多少詳しく情勢を伝えている<sup>157)</sup>。さらに、11月23日付は、「宮古島平良市長の立候補者は乱立するにみえたが結局自由党総裁石原雅太郎、民主党の支持する現収入役高嶺博昭両氏に落着き有権者名簿の整理も完了したので廿一日投票、廿二日開票した模様であるが結果はまだ不明。確実な情報によれば両氏の勢力は相伯仲し予断を許さぬものがあると言っている」と報じている<sup>158)</sup>。結局のところ結果は、11月29日付に「既報の通り廿日施行された宮古島平良市長選挙は自由党総裁石原雅太郎氏が当選、下地前市長らの支持する現収入役高嶺博昭氏は一千票余りの差で惜敗した」と記されている。細かな間違はあるものの、関心の程が窺えることは確かであるといえよう<sup>159)</sup>。

ともあれ、平良市議・市長選の双方で勝利を博し宮古群島第一の都市を押さえたことにより、「旧勢力」すなわち自由党は群島レベル・伊良部町以外の各市町村レベルで「与党」となり名実ともに「宮古の安定勢力」となることが出来た。その後は「自由党の天下」がしばらくの間続き、反対に社会党が消滅してしまってから唯一残った民主党を中心とした「『革新』政党勢力」はかなりの余力を残しつつ冬の時代を耐え忍ぶこととなった。

### おわりに

米軍政下の宮古群島における「自治」制度は、実際の政治過程においては相互に関係しあっているものの、群島レベルと市町村レベルに分けることができるので、その整備についても2つに分けて検討してみたい。本稿で扱った時期において、群島レベルについては、戦前沖縄県の一地域としての政治空間であったものが、1945年12月8日の米軍政施行に伴う改革によって相対的に独自な政治空間へと変貌を遂げるなかで成立した支庁・郡

157) 「平良市長選挙 両派の対立激化」、同上紙1949年11月8日。

158) 「平良市長 石原、高嶺両氏 立候補」、同上紙1949年11月23日。

159) 「石原氏当選 平良市長選挙終る」、同上紙1949年11月29日。

会という制度を、それぞれ民政府・議会と名称を変更した程度で受け継いでおり停滞していた。しかし、市町村レベルについては軍政施行をみてからも基本的に戦前と変化のなかった制度を2段階にわたって整備しており進展をみせている。

まず、1948年3月7日に軍政下初の市町村長・市町村会議員選挙が施行され、同年1月19日の「市町村会議員及市町村長選挙法」発出によって先に民主的な整備のなされた選挙制度が実際に運用されるとともに、市町村のあり方の再編成に先鞭がつけられ市町村制度の民主的な整備の第一歩が印された。そして、日本統治下の「町村制」に代わる制度として、1949年7月15日に米国軍政府指令第26号「市町村制」が施行をみ、市町村のあり方が本格的に再編成され、市町村制度の民主的な整備の一応の完成に漕ぎ着けた。これらのうち「市町村会議員及市町村長選挙法」と「市町村制」の両者は日本における「戦後改革」の重要な成果である地方自治法の影響を受けていたが、米軍政下における「制限付の民主化」という状況を反映したものであり、その点での限界は認めざるを得ないものであった。

1948年3月7日の軍政下初の市町村長・市町村会議員選挙施行までの時期においては、群島レベルには軍政府の代行機関という位置付けの住民側行政機関である民政府があり、軍政府の決定した政策に従って行政運営をしていた。民政府は市町村などからのあらゆる軍政府への陳情を独占して取り次ぐものとされており、財政的にもその財源から戦前の国庫支出金に代わって市町村へ地方交付金を支出していた。具志堅宗精が務めていた民政府の長である知事は、宮古群島に対して「従前大日本帝国政府又は沖縄県庁に依り施行せられたる全政治権能および活動」を「軍政府の統轄監督の下により（中略）その行政権内におく」ものとされ、その選任は軍政府による任命によっており、市町村を「主宰」しつつ市町村長を指揮監督していた<sup>160)</sup>。また、戦前には存在しなかった群島レベルの議会に相当する

---

160) 「米国海軍々政府南西諸島南部南西諸島命令第二号」、『みやこ新報』1946年3月19日  
(平良市史編さん委員会編・前掲注1『平良市史 第五巻資料編3 戦後新聞集成』所収)

郡会を引き継いだ民政府知事の諮問機関としての議会が置かれ、各市町村長推薦・知事任命という間接公選制で議員が選任されていた。議会は諮問機関という位置付けではあったが、幅広い内容の議案が審議され予算の修正を行うなど「事実上の議決機関」としての役割を果たしていた。

一方、市町村レベルには1920年に施行された「町村制」が軍政府による特別な命令のない限り継続して適用されており、町村のみならず宮古群島の主要都市で唯一の市である平良市もそれによって運営されていた。市町村長は1948年3月7日施行の米軍政下初の市町村長選挙まで執行機関の役割を果たし、軍任命、町村会による間接公選、および戦前からの継続という選任方法が取られていた。市町村委会員は市町村長と同じ3月7日施行の米軍政下初の市町村会議員選挙まで議決機関の役割を果たし戦前からの議員が継続して職務にあたっていた。

この時期の政党、すなわち民主党、社会党、および青年党は、程度の差はあるものの何れも社会民主主義への志向性を持っており、「民主主義（政治）の確立」を旗印に広範な改革を訴えた「革新」政党であり、民政府に対しても各市町村に対しても「野党」の立場を取って活動を展開していた。

軍政下初の市町村長・市町村会議員選挙に際しては、具志堅知事を頭に戴き民政府や議会に拠った「旧勢力」と、民主党、社会党、および青年党からなる「『革新』政党勢力」が、初めて公選によって首長や議員のポストを争った。戦後宮古群島における「政党政治」の本格的な開始である。政党はそれまで同群島の政治過程に対して影響を及ぼすことが少なかったが、この選挙を契機として「旧勢力」のカウンターパートとしての地位を確立し確実に存在感を増して行った。その背景には、「『革新』政党勢力」がこの選挙戦の過程、とりわけ平良市長選における「前里失格、下地一本化」で結びつきを強めたことがあった。

平良市長選について見てみると、「旧勢力」から現職の嵩原重夫、

---

同書59頁。

「『革新』政党勢力」から下地敏之民主党委員長と前里秀栄社会党委員長代行のそれぞれが立候補して激しい選挙戦を繰り広げたが、前里の逮捕・有罪判決による失格を受けての「『革新』政党勢力」による「下地一本化」が功を奏し、「革新」政党の筆頭格であった民主党の下地が嵩原を破って市長の座に就いた。こうした選挙の結果民政府「野党」が群島主要都市の「与党」となったのは「琉球弧」4群島初のことであり、その行方は米軍政下における「自治」と「民主化」の真価を問われるものとして注目された。

平良市議選については、青年党が盛島明秀党首ら2名の候補者を擁立したが共倒れとなり、選挙後における党の自然消滅の原因となった。

この時の市町村長・市町村会議員選挙は宮古群島において史上初めての本来の意味においての普通選挙で、納税要件が撤廃されるとともに女性の参政権が認められた。全般的に新人の進出が著しく、前者は多良間村を除く全ての市町村で現職が落選した。「自治」と「民主化」の推進を求める住民の声は新旧交代という選挙結果に反映されたのである。

軍政下初の市町村長・市町村会議員選挙後、宮古群島における「自治」制度に変化が見られた。群島レベルでは、議会議員と市町村長、市町村会議員、および民政府職員との兼任が禁止され、その選出方法が市町村長推薦・知事の任命から市町村議会選任・知事任命に改められた。議会議員の他の公職との兼職による権力の集中が排除され、議会議員が本来の意味においての普通選挙によって民意が問われたばかりの市町村議会によって選任されたことは、漸進的ながら制度の民主化が進んだものということができよう。

また、市町村レベルでは首長が公選によってその地位に就いたということは、民政府知事との間に微妙な関係の変化をもたらした。首長が知事の指揮監督を受けるという関係に法的・制度的な変化はなかったのだが、公選による首長が軍任命による知事に対してその民主的正統性から独自性を強め、それに対して後者によって前者を牽制する動きが見られたのである。

平良市においては、弁護士の下地敏之市長ら「『革新』政党勢力」と前

議会議員の伊志嶺玄良市議ら「旧勢力」が対立した。前者には前里秀栄旧県議らの、後者には具志堅民政府知事らの強力なバックアップがあった。市当局はいわゆる「民主党内閣」であったが、市会は野党即ち嵩原派が過半数を占めており与党即ち敏之派（民主党を始めとする「『革新』政党勢力」連合）は少数派であった。こうした市会内の勢力分布と市当局の行政運営の劣拙さにより、野党側から市議長を兼任した市長や助役を不信任する動きが相次ぎ市政は混乱を極めた。両者の対決は1948年9月から10月にかけての第7回市会における市長不信任同意書提出・全議案否決という事態に立ち至ったが、軍政府ワード・C・ゲスリング軍政官の介入もあって次の第8回議会で收拾されている。「町村制」には議会の不信任による首長の解任の規定がなく不信任同意書提出・全議案否決は事实上最も強硬な抵抗の手段であり、問題がそれ以上にこじれることはなかったのである。その後1949年初の第9回市会において助役をトラブルの多かったこれまでの下地徹民主党執行委員から池間昌増収入役に代えて予算編成に備え、次の第10回市会（3月5日～22日）において1949年度予算などの全議案は大きな混乱もなく可決された。

「旧勢力」と「『革新』政党勢力」との対立は、群島レベルにおいても見られた。市町村長・市町村会議員選挙後「『革新』政党勢力」を構成する政党は民主、社会、および人民共和の各党となつたが、1949年に入ってから「反『旧勢力』運動」を本格化させた。この運動は、米軍政下の「琉球弧」において唯一の「輸入知事」であった具志堅民政府知事に反対する「反具志堅民政府知事運動」という形を取り、ゲスリング軍政官を巻き込んで行われた。民主、社会、および人民共和の各党は3月14日に「独裁具志堅知事打倒、知事更迭促進人民大会」を開催し、反具志堅知事運動は最高潮となり、またゲスリングも具志堅知事に「辞職勧告」を行つた。ゲスリングの勧告に対して具志堅は市町村長や市町村会の「旧勢力」による陳情攻勢を背景として沖縄島の陸軍政府司令部に直訴して巻き返しを図り、とうとう勧告を撤回させた上にゲスリングを事实上更迭してしまつた。その後軍政官という「絶対権力者」をも事实上更迭した「具志堅天皇」に対

する「『革新』政党勢力」の反対運動も終息した。

「政党政治」の混乱は、1949年7月15日に米国軍政府指令第26号「市町村制」が施行されてから加速した。住民による自治の拡大をもたらした画期的新法と評された「市町村制」の施行によって、群島レベルにおいては民政府知事の市町村長に対する権限に変化がみられ、第68条により市町村長は「軍政府の政策又は軍政府の政策に基づく民政府の政策による事務については知事の指揮監督を受けることとなりその範囲が限定的となった。一方、第64条によって、知事は「市町村長が著しく不適任であると認めるときは」地方自治委員会の承認を得て罷免することができるということが定められており、現状では「軍任命の知事が公選による市町村長を罷免する」という民主主義の原則に悖るような権限を持つこととなった。

市町村レベルにおいては、第91条において市町村議会によって市町村長の不信任が議決された場合に市町村長は10日以内に市町村議会を解散しうることや、こうした不信任の議決がなされても市町村長が市町村議会を解散しない時および解散後初めて召集された議会において再度不信任の議決がなされた場合には市町村長は退任しなければならないことが定められた。

「町村制」の時とは違って、市町村議会が首長を強く牽制できるようになったのである。また、これまで市町村議會議長は首長が兼任しており、副議長は置かれていなかったが、「市町村制」第26条によって議員の中から議長と副議長が選任されるようになった。第91条とあわせて、議会の市当局に対する自律性が高まったといえよう。

「市町村制」の施行後、平良市における「『革新』政党勢力」と「旧勢力」の対立は再燃し、抜き差しならぬものとなった。1949年度歳入歳出追加更正予算と条例改正案の審議が主な目的であった第12回市議会（1949年8月25日～9月25日）において、市長不信任案可決・市議会解散という米軍政下「琉球弧」初の深刻な事態に立ち至ったのである。市議会における「旧勢力」、即ち野党議員が、市当局の一一向に改まらない劣拙な行政運営と懸案事項の未処理に不信感を募らせ、これに「『革新』政党勢力」、即ち与党議員も一定の理解を示したことがその背景にあった。野党側の非協

力ぶりは相変わらずであったが、市当局も与党議員にまで表向きとはいえ不信任に賛成させたほどに行政運営能力を劣化させており、両者とも問題があった。

この市長不信任案可決・議会解散は、市議選と地方自治委員会の承認による知事の市長罷免に伴う市長選が相次いで行われるという事態を招來した。この一連の事態は、隣接する沖縄群島や八重山群島においても米軍政下における「自治」や「政党政治」の先例として注目され、それぞれの地元紙によって報じられている。また、1948年後半から頭をもたげた「旧勢力」による新党結成の動きが、1949年2月から3月にかけての「『革新』政党勢力」との対立の深まりとその「反『旧勢力』運動」の盛り上がりに刺激を受けて、直接的には市議選を契機としてその施行前の9月18日に自由党の結成として結実した。同党の結成によって、宮古群島においても民政府「与野党」が揃うこととなり、「政党政治」は新しい段階を迎えることとなった。

市議選は「旧勢力」の大同団結した自由党がその組織力を生かして優位に戦いを進め、10月5日の具志堅知事による下地市長罷免という露骨な支援もあって、同月8日の投票の結果1年7ヵ月前に施行された前回と同様に過半数を超える16議席を得ることに成功し勝利を収めた。特徴的であったのは中立が3増の5議席となったことで、泥沼化した政争に対する批判票が少なからず存在したことをうかがわせた。これに対して市長選は、

「旧勢力」と「『革新』政党勢力」の双方とも混乱を極めた市政を收拾することの困難さから候補者選定に苦慮し、「理想選挙」を目指して統一候補を擁立する道を探りつつ両勢力の選定作業が行われた。結局のところ「理想選挙」は「『革新』政党勢力」の民主党が高嶺博昭の擁立に成功したことからその可能性が潰え、高嶺の他に自由党・石原雅太郎、無所属・前里秀栄という全ての候補者が出揃ったのは告示後の11月15のことであり投票日まで残り1週間を切っていた。勢力伯仲状態であった選挙戦は、終盤になって前里が前回と同様の効果を狙って立候補断念・民主党への合流という奇策を取り、それが見事に逆効果となるに及んで石原優位の状態

に変化して投票日になだれこんだ。11月21日に行われた投票の結果は1000票余りの差で石原が勝利した。小学校長や県議を歴任し、敗戦時の平良町長時代にはその職をなげうって台湾に渡り宮古群島の人々の引揚げに尽力したベテラン政治家の石原に事態収拾を願う市民の期待が集まつたのである。「『革新』政党勢力」は敗れたにしても1000票余りの差で、「旧勢力」の一連の攻勢にその力を削がれつつも、かなりの余力を残していた。

以上のように、米軍政下の宮古群島においては、「自治」制度が整備されるにつれて「政党政治」が新たな展開を見せており、この2つは相関関係にあった。別言すれば、「自治」の分野における「民主化」の進展によって政党の活動範囲が広がるとともにその内容も多様化し、隣接する他の群島からも注目を浴びることとなり、さらには反対党が出現するなど政治社会の活性化が見られたのである。しかし、その活性化は米軍政府に「自治」能力を認めさせ、「自治」制度整備の停滞していた群島レベルにまで公選職の範囲を拡大させ得るようなさらなる「自治」の進展に資する建設的なものとは言い難かった。それは1948年6月5日には軍政府によって4群島のそれぞれに群島レベルの「立法部」を設置する計画があるのでそれに向けてその選挙と組織に関する法制の準備をするよう民政府に命ぜられた<sup>161)</sup>という事例もあり、宮古群島住民や政治家の動き方によってはこうした「自治」拡大の芽を育てることもできたことからも惜しまれるのである。沖縄群島においては地上戦を経験し破壊された政治社会や政治行政機構のゼロからの再建と「自治」のあり方の再編成とが深く結びついており、「自治」を切実な問題と捉えて「自治」論争が起こるなどした<sup>162)</sup>。しかし、

---

161) 「各民政府に立法部設置」、『公報新宮古』1948年6月17日（平良市史編さん委員会編・同上書所収）同書151頁。

162) 関連する論考として次の3篇を挙げておきたい。我部正男「占領初期沖縄における政軍関係」（日本政治学会編『年報政治学 近代化過程における政軍関係』岩波書店、1989年所収）。鳥山淳「戦後初期沖縄における自治の希求と屈折」（赤澤史朗他編『年報日本現代史 第8号 戦後日本の民衆意識と知識人』現代史料出版、2002年所収）。若林千代「占領初期沖縄における米軍基地化と『自治』、一九四五—一九四六—沖縄諮詢会を中心にしてー」（日本国際政治学会編『国際政治』120号「国際政治の中の沖縄」有斐閣、1999年所収）。

宮古群島においては地上戦を経験せず戦前の政治社会や政治行政機構の温存をみたうえに戦後米軍政下において戦前よりも「自治」が拡大され地域としての自律性や独自性が高まり、沖縄群島ほど「自治」を切実な問題と捉えられることもなく「与野党」ともまずはその果実をむさぼることに急で樹を育てることを後回しにしたといわざるを得ない。しかし、そうしたなかでも1949年2月に民主党と社会党によってなされた「宮古議会に望む」という公開質問状の発表など、「民主化」の流れのなかで「自治」という問題に誠実に向き合い言論によってそれを地域に打ち立てようとする試みもあった。こうしたことは、「白黒闘争」の枠のなかに落とし込んで否定的に捉えるのではなく、米軍政下の宮古群島における政治史のなかで正当に評価されねばならないであろう。

---

#### 参考文献

- 亀川恵信編『宮古先覚者の面影』私家版、1954年。
- 砂川玄徳『宮古島人間風土記－終戦から復帰まで』私家版、1999年。
- 仲宗根蔵二『近代宮古の人と石碑』私家版、1994年。
- ・・・『宮古風土記〈下巻〉』ひるぎ社、1997年。
- 平良市史編さん委員会編『平良市史 第八巻資料編6 考古・人物・補遺』平良市役所、1988年。
- 與那覇和彦『振りかえる日々』私家版、1984年。
- 付記) 史料の引用に際しては、旧仮名遣いは新仮名遣いに、旧字体の漢字は新字体の漢字に、そして活字不足のために止むを得ず仮名となっていることが明白である場合は漢字にそれぞれ直した。また、句読点のない文章には適宜それを施し、判読不能の文字は"□"と表記した。なお、本文においては敬称を略させて戴いた。本稿作成にあたり、瀬名波栄氏（沖縄戦史刊行会代表／元宮古青年党執行委員・『宮古民友新聞』編集发行人）にはインタビューに応じて戴き証言を賜った。衷心よりお礼申し上げる。